

令和2年度

愛知県教員研修計画

愛知県教育委員会



はじめに

社会の急激な変化に対応し、生き抜いていくことができるよう、子どもたちを育成していくためには、教員自身が常に学び続ける意識をもち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を、生涯にわたって高めていく必要があります。

教員の資質向上に向けては、平成29年4月に教育公務員特例法の一部改正法が施行され、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、「教員の資質の向上に関する指標」を定めるとともに、これを踏まえた「教員研修計画」を定めることとされました。これを受けて、愛知県教育委員会では、「教員の資質向上に関する指標等策定協議会」を設置し、協議を重ね、平成29年11月に「愛知県教員育成指標」を策定、公表しました。そして同時に、愛知県教育委員会が実施する全ての教員研修を見直し、令和3年度を目途に、教員研修の体系を再構築して、新たな体系による教員研修計画を策定していくこととしました。

学校現場が直面している教育課題に、よりの確に対応できるよう、また、教員自身が高度専門職としての職責、経験又は適性に応じて身に付けるべき資質・能力の向上に努められるよう、さらには、「働き方改革」の視点で、より効果的かつ効率的な教員研修となるよう、多角的に教員研修の改革を進めていきます。

目次

- はじめに (P.1)
- I 令和2年度愛知県教員研修について (P.2・3)
 - 1 研修の基本方針
 - 2 研修の種類とキャリアパス
- II 令和2年度愛知県教員研修体系 (P.4～6)
 - ① 高等学校・特別支援学校
 - ② 幼稚園・小中学校及び義務教育学校
 - ③ 養護教諭・栄養教諭
- III 令和2年度の教員研修改革のポイント (P.7～9)
- IV 愛知県教員育成指標を踏まえた研修計画一覧の活用 (P.10)
- V 令和2年度愛知県教員研修計画一覧 (P.11～39)
- 参考資料① 平成31年度の教員研修の見直し状況 (P.40)
- 参考資料② 平成30年度の教員研修の見直し状況 (P.41)
- 参考資料③ 愛知県教員研修改革の方針 (P.42～45)

I 令和2年度愛知県教員研修について

1 研修の基本方針

現在の学校教育には、子どもたちに新しい時代が必要となる資質・能力を育むことが求められている。このような教育を実現するためには、教員一人一人が学校教育の直接の担い手であるという意識を強くもち、自律的かつ主体的な研修に努め、教員としての資質・能力を一層高めるとともに、学校において研修の成果を同僚と互いに共有するなどして、学校組織全体としての指導力向上を図ることが重要である。

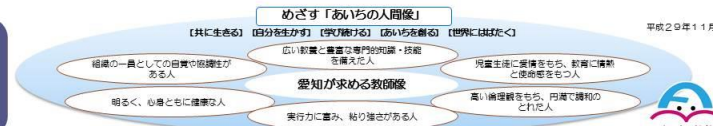
愛知県教育委員会では、平成29年11月に「愛知県教員育成指標」を策定し、キャリアステージに応じ、教員一人一人が発揮したい資質・能力を明確にした。

これらを踏まえ、県総合教育センターの研修事業を中核とし、県教育委員会各課室、各教育事務所等が連携を図りながら、初任者から中堅教員、ベテラン教員、管理職まで、教員のキャリアステージに応じた体系的かつ効果的な研修を実施する。

【研修事業に関する重点】

- ① 教員としての資質や指導力、マネジメント力など、資質・能力の向上に資する
- ② 学校が直面している教育課題の解決に資する
- ③ 教育改革の推進に対応する

愛知県 教員育成指標 【教諭】



ステージ	愛知が求める 給任時の姿	第1ステージ 教員としての 基礎を固める	第2ステージ モデルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する
教育の感情・使命感・責任感	○児童生徒の伸びよと姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるときに、将来を担う児童生徒の成長を願い負い使命感や責任感を自覚する。	○児童生徒の伸びよと姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるときに、将来を担う児童生徒の成長を願い負い使命感や責任感を自覚する。	○児童生徒の伸びよと姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるときに、将来を担う児童生徒の成長を願い負い使命感や責任感を自覚する。	○児童生徒の伸びよと姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるときに、将来を担う児童生徒の成長を願い負い使命感や責任感を自覚する。
倫理観・人間性・行動力	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れになるような働きぶりを示す。 ○自ら率先、粘り強く、職務に取り組もうとする。	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れになるような働きぶりを示す。 ○自ら率先、粘り強く、職務に取り組もうとする。	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れになるような働きぶりを示す。 ○自ら率先、粘り強く、職務に取り組もうとする。	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れになるような働きぶりを示す。 ○自ら率先、粘り強く、職務に取り組もうとする。
自己教育力・創造的思考力	○成長と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける姿勢を持っている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応できるとともに、常に創造工夫しながら物事に取り組んでいくことができる。	○成長と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける姿勢を持っている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応できるとともに、常に創造工夫しながら物事に取り組んでいくことができる。	○成長と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける姿勢を持っている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応できるとともに、常に創造工夫しながら物事に取り組んでいくことができる。	○成長と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける姿勢を持っている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応できるとともに、常に創造工夫しながら物事に取り組んでいくことができる。
コミュニケーション力	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを汲みえ、共通理解を図りながら、協働的に行動する。	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを汲みえ、共通理解を図りながら、協働的に行動する。	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを汲みえ、共通理解を図りながら、協働的に行動する。	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを汲みえ、共通理解を図りながら、協働的に行動する。
児童生徒理解	○子どもの発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の資質や成否性を理解し、一人一人に愛情をもち種別的に関わりようとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもち、児童生徒との関係性を築き、児童生徒の成長を促す。 ○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の資質や成否性を理解し、一人一人に愛情をもち種別的に関わりようとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもち、児童生徒との関係性を築き、児童生徒の成長を促す。 ○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の資質や成否性を理解し、一人一人に愛情をもち種別的に関わりようとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもち、児童生徒との関係性を築き、児童生徒の成長を促す。 ○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の資質や成否性を理解し、一人一人に愛情をもち種別的に関わりようとする。
学習指導	○学習指導要領を正確に理解し、授業の構成など、児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。	○適切な教材や読みやすい図書、意図的な環境の構成などの資質的な能力を身に付け、児童生徒の学習の学びを促す指導力を行う。 ○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。	○児童生徒一人一人の状況や特性を踏まえた上で、児童生徒の学習の学びを促す指導力を行う。 ○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。	○児童生徒一人一人の状況や特性を踏まえた上で、児童生徒の学習の学びを促す指導力を行う。 ○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。
生徒指導	○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。	○児童生徒一人一人の状況や特性を踏まえた上で、児童生徒の学習の学びを促す指導力を行う。 ○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。	○児童生徒一人一人の状況や特性を踏まえた上で、児童生徒の学習の学びを促す指導力を行う。 ○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。	○児童生徒一人一人の状況や特性を踏まえた上で、児童生徒の学習の学びを促す指導力を行う。 ○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。
多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもち、児童生徒の個性を尊重し、一人一人の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。	○児童生徒一人一人の状況や特性を踏まえた上で、児童生徒の学習の学びを促す指導力を行う。 ○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。	○児童生徒一人一人の状況や特性を踏まえた上で、児童生徒の学習の学びを促す指導力を行う。 ○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。	○児童生徒一人一人の状況や特性を踏まえた上で、児童生徒の学習の学びを促す指導力を行う。 ○児童生徒の発達段階や成長に際する基礎的な知識を身に付け、指導計画に即し、実践しようとする。
学級経営・学年経営・学校運営	○理想とする児童生徒の姿や自分自身の姿をもち、その実現に向けて、実践しようとする。 ○学校教育の意義や教育に関する今日的課題などの教育に関する情報を積極的に得ようとしている。	○学校教育目標を理解し、児童生徒の実態に合わせ、学級経営や教材研究の方向を定めて、一貫した指導を行う。 ○学級における良好な人間関係づくりを行う。 ○学年主任や他の教職員と協力しながら学年経営に参画する。 ○校内評価での自らの役割を自覚し、計画的に自らの職務を遂行する。	○学校教育目標を理解し、児童生徒の実態に合わせ、学級経営や教材研究の方向を定めて、一貫した指導を行う。 ○学級における良好な人間関係づくりを行う。 ○学年主任や他の教職員と協力しながら学年経営に参画する。 ○校内評価での自らの役割を自覚し、計画的に自らの職務を遂行する。	○学校教育目標を理解し、児童生徒の実態に合わせ、学級経営や教材研究の方向を定めて、一貫した指導を行う。 ○学級における良好な人間関係づくりを行う。 ○学年主任や他の教職員と協力しながら学年経営に参画する。 ○校内評価での自らの役割を自覚し、計画的に自らの職務を遂行する。
学校安全・危機管理	○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安全の確保を第一に考え、危険を予見できるともに対応する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○児童生徒の安全の確保を第一に考え、危険を予見できるともに対応する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○児童生徒の安全の確保を第一に考え、危険を予見できるともに対応する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。
同僚との連携・協働	○社会人として具象ある言動をし、円滑な人間関係を築く。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善をすすめる。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善をすすめる。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善をすすめる。
地域社会との連携・折衝	○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わりようとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係機関と必要に応じて連携をとり、他の教職員の前向きな受け取りながら、適切に対応する。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係機関と必要に応じて連携をとり、他の教職員の前向きな受け取りながら、適切に対応する。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係機関と必要に応じて連携をとり、他の教職員の前向きな受け取りながら、適切に対応する。

※特別支援学校においては助産師を含む。

2 研修の種類とキャリアパス

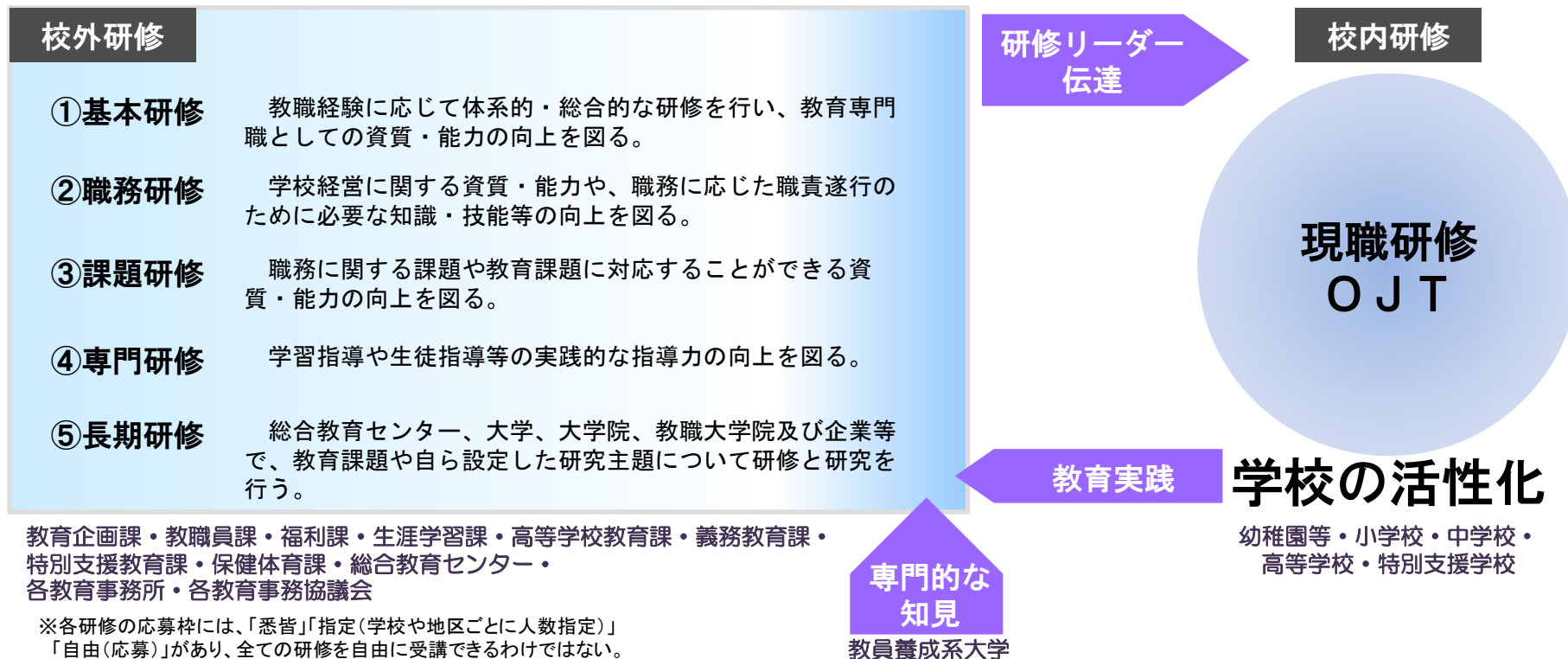
教員研修は、大きく「校外研修」と「校内研修」に分けられる。研修を通じて教員一人一人の資質・能力の向上を目指すのはもちろんのこと、両研修が相互にその役割を果たすことで、「学校組織の活性化」につながる。豊かな教育実践のある学校や専門的な知見をもつ大学からの講師による校外研修を受講し、受講者が研修リーダーとして校内等で伝達することで、校内研修が充実し、新たな教育実践へとつながっていく。

「基本研修」は、第1ステージの初任者から第2ステージの中堅教員まで、教職経験に応じて受講を義務付けた研修であり、教員としての基

本的な資質・能力の向上を図るものである。

第2ステージ以降では、「職務研修」「課題研修」「専門研修」「長期研修」が位置付けられている。職責遂行に必要な能力や専門性を高めるなど、キャリアに応じて必要となる資質・能力の向上を図る研修である。

教員一人一人がキャリアパスに応じて必要な研修を受講していくことで、各分野でのスペシャリストとして学校を牽引するシニアリーダーへと資質・能力を向上させていく。



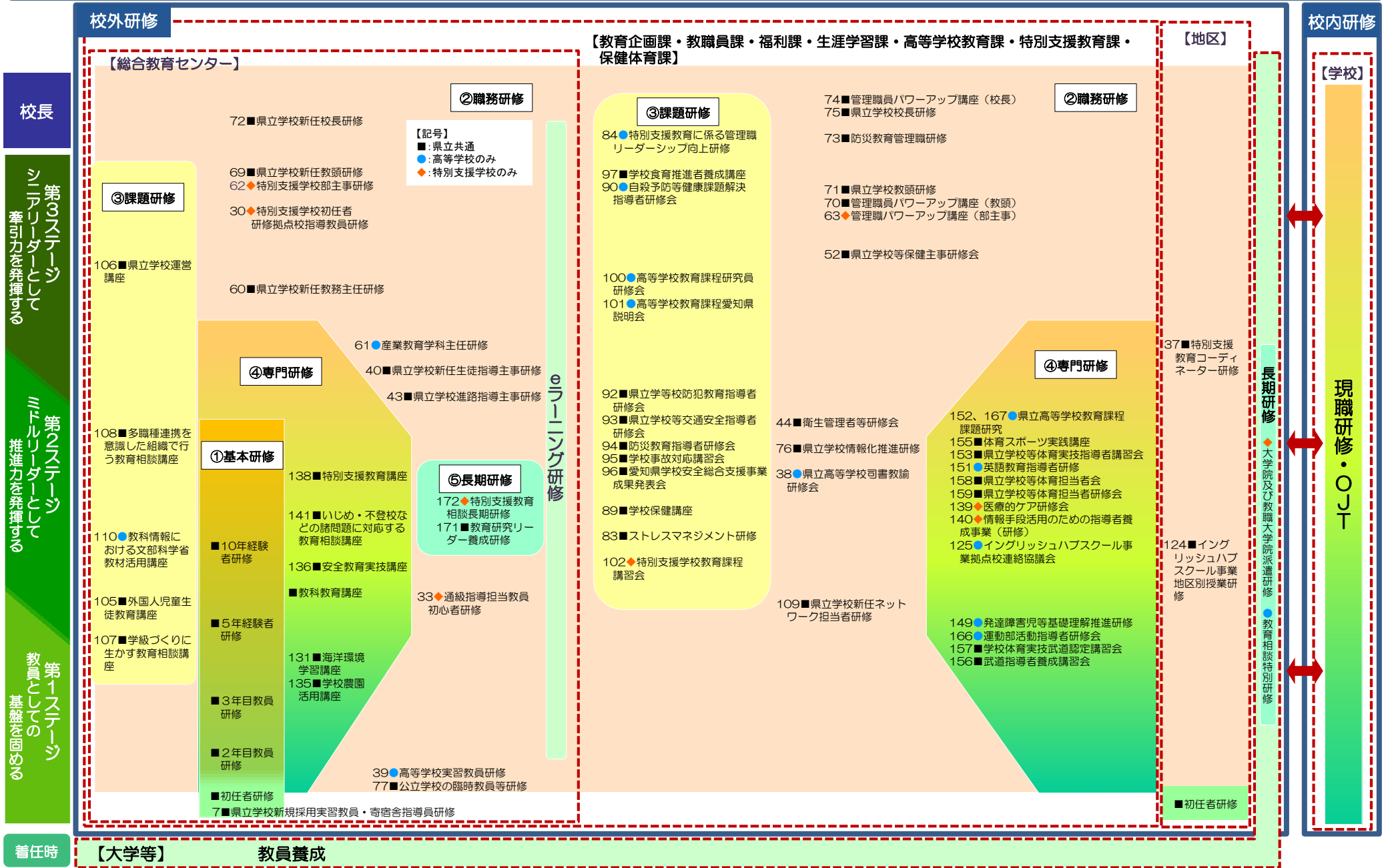
研修リーダー伝達

教育実践

専門的な知見
教員養成系大学

II 愛知県教員研修体系①（高等学校・特別支援学校）

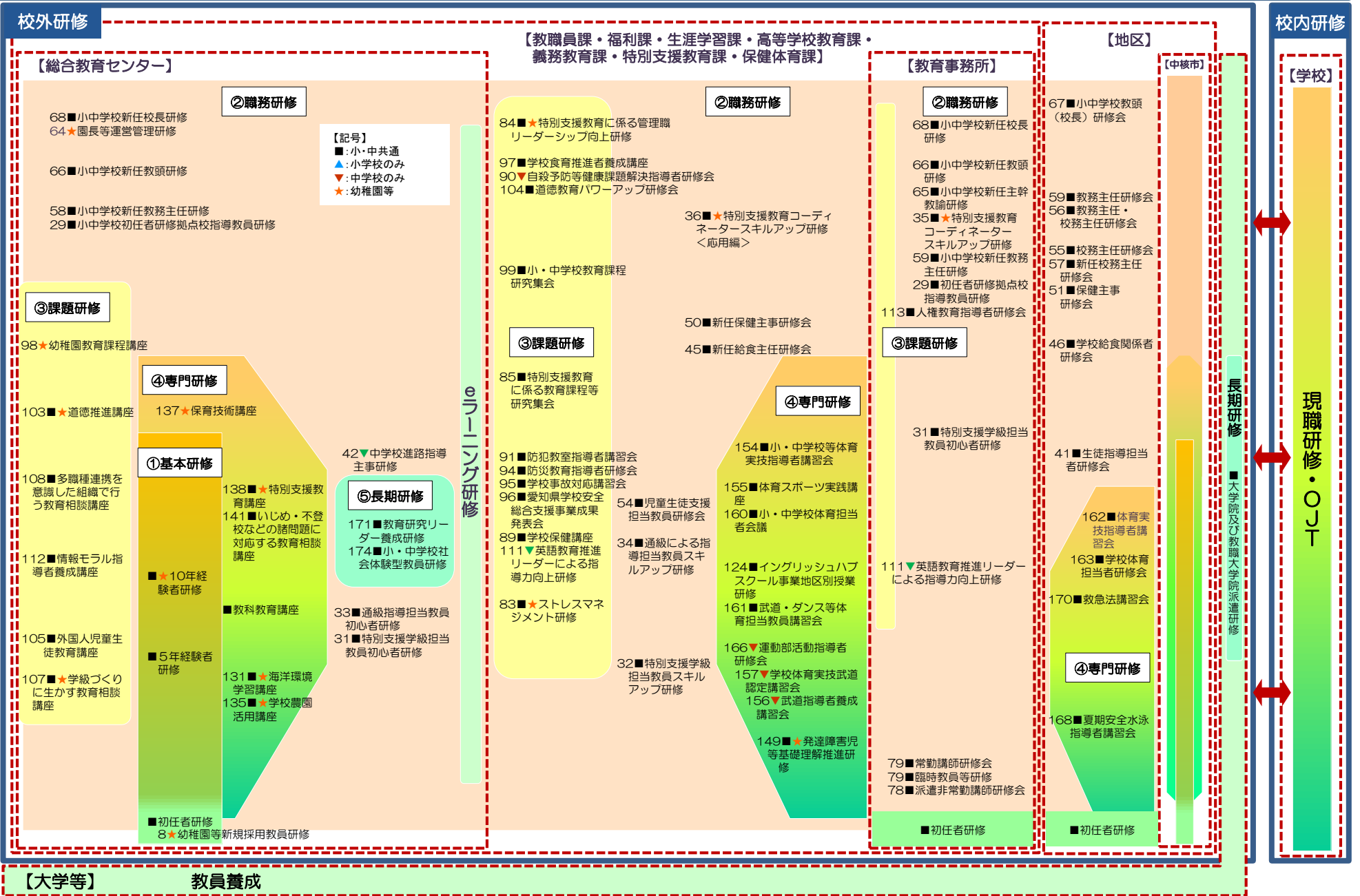
※数字は一覧の研修番号を表す。
※研修の全てについて表記しているわけではない。



II 愛知県教員研修体系②（幼稚園・小中学校及び義務教育学校）

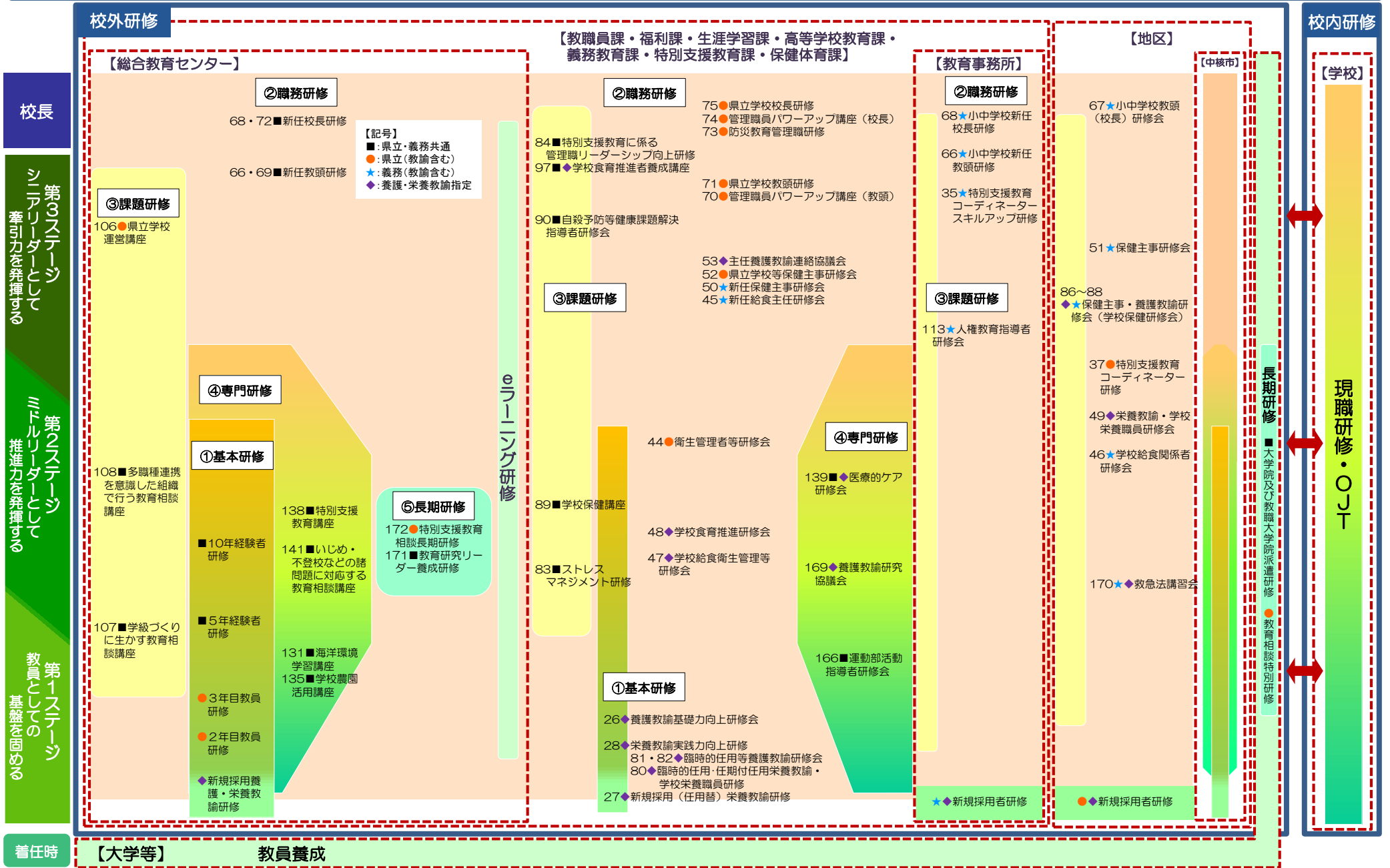
※数字は一覧の研修番号を表す。
※研修の全てについて表記しているわけではない。

校長
第3ステージ
シニアリーダーとして
牽引力を発揮する
第2ステージ
ミドルリーダーとして
推進力を発揮する
第1ステージ
教員としての
基礎を固める
着任時



II 愛知県教員研修体系③（養護教諭・栄養教諭）

※数字は一覧の研修番号を表す。
※研修の全てについて表記しているわけではない。



校長

第3ステージ
シニアリーダーとして
牽引力を発揮する

第2ステージ
ミドルリーダーとして
推進力を発揮する

第1ステージ
教員としての
基礎を固める

着任時

校内研修

【学校】

現職研修・OJT

長期研修
■ 大学院及び教職大学院派遣研修
● 教育相談特別研修

【地区】

【中核市】

【教職員課・福利課・生涯学習課・高等学校教育課・義務教育課・特別支援教育課・保健体育課】

【教育事務所】

【総合教育センター】

②職務研修

68・72 ■ 新任校長研修

66・69 ■ 新任教頭研修

【記号】
■：県立・義務共通
●：県立（教諭含む）
★：義務（教諭含む）
◆：養護・栄養教諭指定

③課題研修

106 ● 県立学校運営講座

④専門研修

①基本研修

108 ■ 多職種連携を意識した組織で行う教育相談講座

107 ■ 学級づくりに生かす教育相談講座

138 ■ 特別支援教育講座
141 ■ いじめ・不登校などの諸問題に対応する教育相談講座

131 ■ 海洋環境学習講座
135 ■ 学校農園活用講座

■ 10年経験者研修
■ 5年経験者研修

● 3年目教員研修
● 2年目教員研修

◆ 新規採用養護・栄養教諭研修

⑤長期研修

172 ● 特別支援教育相談長期研修
171 ■ 教育研究リーダー養成研修

オンライン研修

②職務研修

84 ■ 特別支援教育に係る管理職リーダーシップ向上研修
97 ■ 学校食育推進者養成講座

90 ■ 自殺予防等健康課題解決指導者研修会

③課題研修

89 ■ 学校保健講座

83 ■ ストレスマネジメント研修

①基本研修

26 ◆ 養護教諭基礎力向上研修会
28 ◆ 栄養教諭実践力向上研修
81・82 ◆ 臨時的任用等養護教諭研修会
80 ◆ 臨時的任用・任期付任用栄養教諭・学校栄養職員研修
27 ◆ 新規採用（任用替）栄養教諭研修

75 ● 県立学校校長研修
74 ● 管理職員パワーアップ講座（校長）
73 ● 防災教育管理職研修

71 ● 県立学校教頭研修
70 ● 管理職員パワーアップ講座（教頭）

53 ◆ 主任養護教諭連絡協議会
52 ● 県立学校等保健主事研修会
50 ★ 新任保健主事研修会
45 ★ 新任給食主任研修会

44 ● 衛生管理者等研修会

48 ◆ 学校食育推進研修会

47 ◆ 学校給食衛生管理等研修会

④専門研修

139 ■ 医療的ケア研修会

169 ◆ 養護教諭研究協議会

166 ■ 運動部活動指導者研修会

②職務研修

68 ★ 小中学校新任校長研修

66 ★ 小中学校新任教頭研修

35 ★ 特別支援教育コーディネータースキルアップ研修

③課題研修

113 ★ 人権教育指導者研修会

67 ★ 小中学校教頭（校長）研修会

51 ★ 保健主事研修会

86~88 ◆ 保健主事・養護教諭研修会（学校保健研修会）

37 ● 特別支援教育コーディネーター研修

49 ◆ 栄養教諭・学校栄養職員研修会

46 ★ 学校給食関係者研修会

170 ★ ◆ 救急法講習会

★ ◆ 新規採用者研修

● ◆ 新規採用者研修

【大学等】

教員養成

Ⅲ 令和2・3年度の教員研修改革のポイント

■基本研修における体系の再構築

今まで初任者研修と10年経験者研修に集中して実施していた研修プログラムを「学び続ける教師」という理念のもと、初任者から中堅に至るキャリアに応じた研修体系となるよう研修プログラムの分散化・弾力化を図り、再構築する。

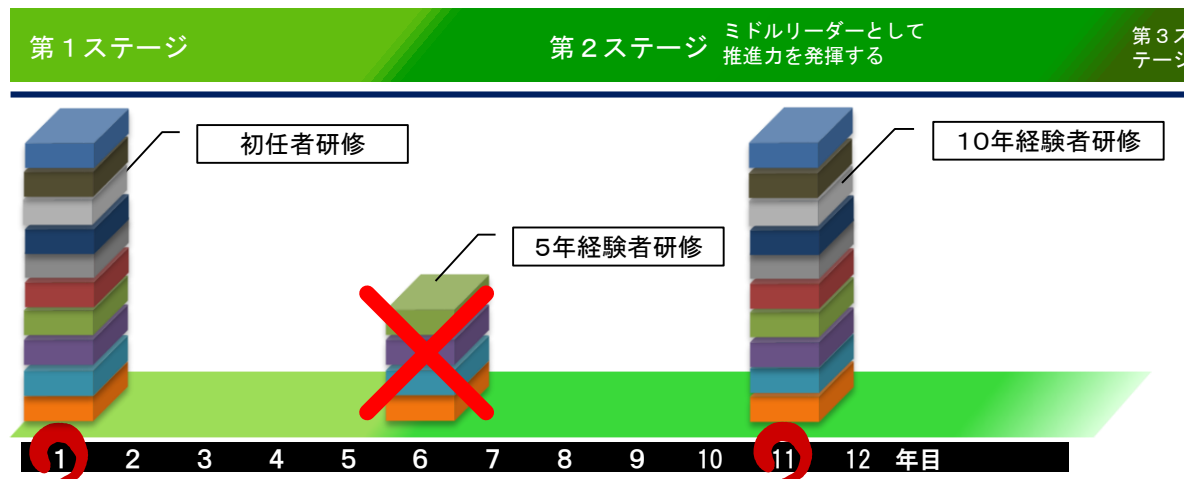
1 初任者研修及び少経験者研修の再構築について

- (1) 全校種の初任者研修で、これまで夏季休業中に実施していた「社会奉仕体験活動（2日間）」を、令和2年度より廃止する。
- (2) 県立学校2年目研修、3年目研修の現行プログラムを再編し、令和2年度より2年目研修は年間1日半、3年目研修は1日にして実施する（県立学校の養護教諭・栄養教諭を含む）。
- (3) 小中学校において、新たに2年目研修、3年目研修を令和3年度より、それぞれ課業日に年間1日ずつ実施する（小・中学校及び義務教育学校の養護教諭・栄養教諭を含む）。

2 中堅教諭等資質向上研修の再構築について

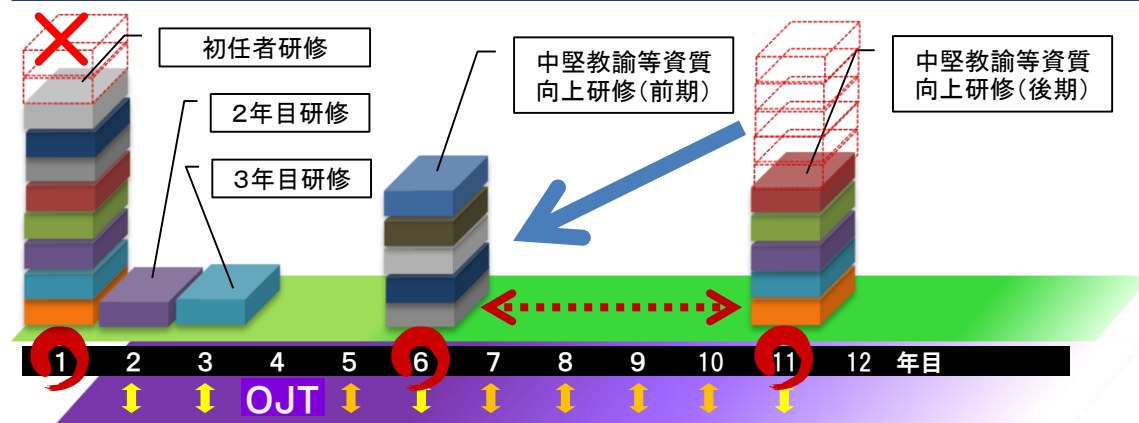
- (1) 令和3年度より、5年経験者研修を廃止し、10年経験者研修を前期・後期制の中堅教諭等資質向上研修とする。前期と後期中堅教諭等資質向上研修を合わせて法定研修として扱う。
- (2) 令和2年度より、校内研修において、OJTを取り入れた研修を推進する。

OJTとは、職場において研修の時間を新たに設定して取り組むものではなく、研修者自身が、研修の目的意識をもちながら、自ら調べたり、同僚に相談したり、先輩や管理職に具体的な指導・助言を仰いだりしながら、日常の業務を遂行する中で、資質・能力を高めていく活動である。



学び続ける教師

【新しい体系のイメージ】

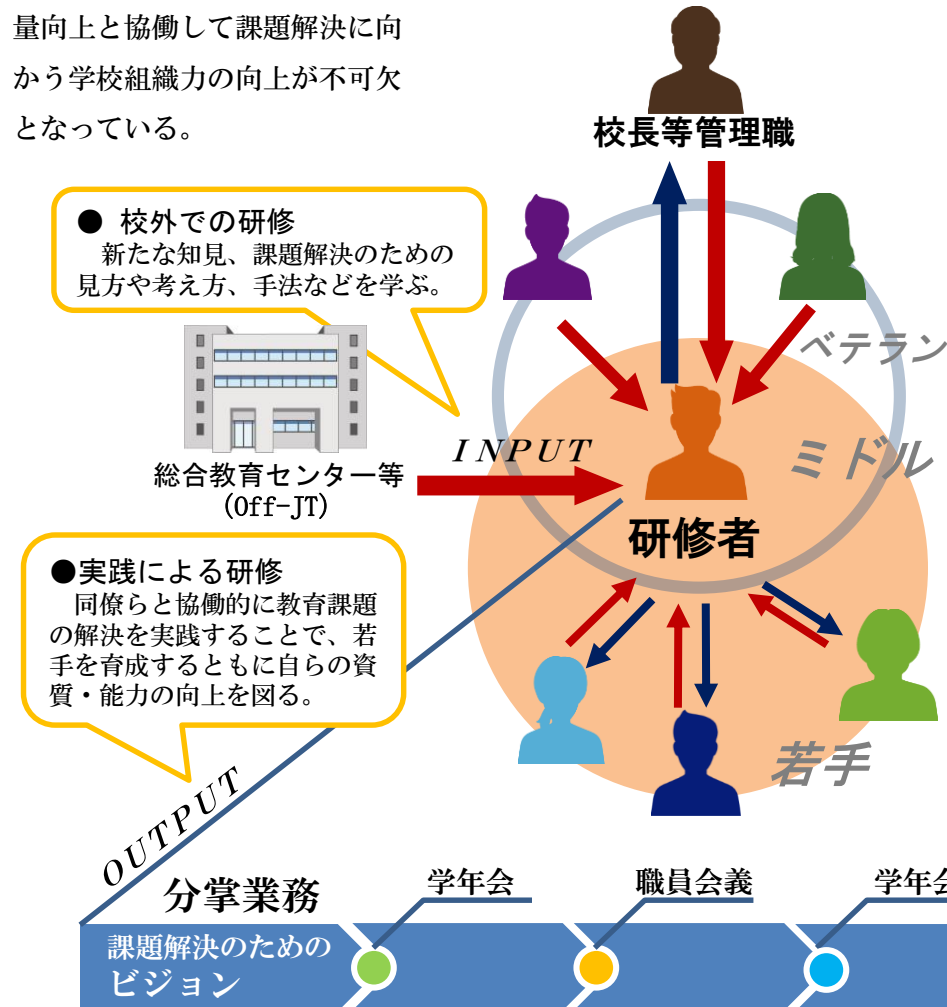


◆今後、キャリアに応じて必要な時期に必要な研修プログラムを受講することを可能にしていく。ただし、プログラムごとの受講の履歴を管理するシステムの導入後に実施。

■校外研修と関連を図りながら進めるOJT

「教員は学校で育つ」と言われるように、校内において人材育成が図られてきた。しかし現在、学校運営の中核的な役割を担う中堅教員の減少、複雑化する教育課題などに対応するため、教員個々の力量向上と協働して課題解決に向かう学校組織力の向上が不可欠となっている。

【協同から協働へ 育ち合う学校組織】



例えば、中堅教員に対するOJTとは、同僚らと協働的に課題解決を進める中で、管理職やベテラン教員等から指導助言を仰ぎながら、ミドルリーダーとしての資質・能力を向上させ、同僚や若手教員を育成する重層的・双方向的な人材育成である。

学校経営ビジョンの具現化を目指し、戦略的に人材育成を図るためには、管理職のマネジメントとリーダーシップがとても重要になる。

【効果的なOJTを進めるための工夫】

- 研修者の学校運営参画を見据えた課題設定
管理職との面談等を通して、学校経営方針や研修者の状況を踏まえ、課題を設定する。
- 職員への周知
研修者がどんな課題で取り組むのかを職員が知っていることで、相談や助言が受けられやすくする。
- 組織の工夫
各校の実態や研修者の状況に応じて、「研修者に相談役としてメンター（指導者・助言者となる同僚）を付ける」「プロジェクトチームを編制する」等、工夫をしながら取り組む。
- 振り返り
管理職や関係教員が適時助言することにより、研修が今後の教育活動に生かされるようにする。
- 場の設定
必要に応じて諸会議、諸行事を開設したり、既存の会議等を活用したりする。

令和2年度に、総合教育センターの研究成果を基にした「OJTの効果的運用にかかわる説明会」を県下4会場で実施する予定である。

■令和2年度主な教員研修の変更点 【日数▲22日・延べ人数▲4,117人】

区分	研修名	対象人数 (予定)	日数の 増減予定	延べ人数の 増減予定	備考
新規	教科情報における文部科学省教材活用講座	40人	1日	40人	・文部科学省の新学習指導要領に対応した教員研修用教材を用いた研修を行う。
	高等学校3年目教員研修	270人	0.5日	135人	・県立学校3年目教員研修を高等学校と特別支援学校に分けて実施 ・少経験者研修との連続性をもたせ、1日日程とする。
	特別支援学校3年目教員研修	120人	0.5日	60人	
縮減	高等学校初任者研修	250人	▲ 2日	▲ 500人	・社会奉仕体験活動（夏季休業中2日間）の廃止
	特別支援学校初任者研修	130人	▲ 2日	▲ 260人	
	小中学校初任者研修	750人	▲ 2日	▲ 1,500人	
	道徳推進講座	60人	—	▲ 40人	・道徳教育推進教師のみを対象にし、定員100名を60名に縮減する。 ・「道徳教育講座」から名称変更する。日数は1日に変更なし。
	教育研究リーダー養成研修	33人	—	▲ 170人	・定員50名を33名に縮減する。1人当たりの日数は10日に変更なし。
廃止	丹葉地区教頭研修	46人	▲ 1日	▲ 46人	・校長会研修会に教頭も参加することになったため廃止。
	小学校外国語活動及び外国語科講座	80人	▲ 2日	▲ 160人	・小学校外国語講座（専門研修）に整理統合するため。
	尾張地区の英語教育推進リーダーによる指導力向上研修	232人	▲ 3日	▲ 696人	・文部科学省より指定された研修会。期間が終了したため廃止。
	知多地区の英語教育推進リーダーによる指導力向上研修	48人	▲ 3日	▲ 144人	
	西三河地区の英語教育推進リーダーによる指導力向上研修	192人	▲ 3日	▲ 576人	
	コンピュータ活用講座（小学校プログラミング教育）	80人	▲ 1日	▲ 80人	
	コンピュータ活用講座（中学校プログラミング教育）	40人	▲ 1日	▲ 40人	
	コンピュータ活用講座（ウェブページ作成入門）	20人	▲ 1日	▲ 20人	
	コンピュータ活用講座（タブレット端末の入門（iPad編））	40人	▲ 1日	▲ 40人	
	コンピュータ活用講座（表計算ソフトの応用）	40人	▲ 1日	▲ 40人	
	コンピュータ活用講座（データベースの活用）	40人	▲ 1日	▲ 40人	

V 令和2年度 愛知県教員研修計画一覽

ID	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種		該当指標			指導力					マネジメント力												
												幼稚園等	小学校	中学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養	養護	栄養	教諭	教諭・養護・栄養	養護	栄養	校長				
																														課題把握・ウイジョン	企画・構想力	・教職人員育成	組織運営・人材活用	財務管理
												児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学校経営	危機管理	連携・協働	地域社会との連携・折衝	経営	保健管理	活動	給食								
001	義務・セ	1	基本	小学校初任者研修	新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、教員として必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに幅広い知見を得させることを図る。 ○公教育と使命 ○服務、義務 職場のマナー ○教職観 研修と自己成長 ○各種協議・演習（情報モラル教育他） ○児童生徒との関わり方 ○教材研究の方法と実際 ○教員と児童生徒の人間関係 ○特別な教育的ニーズと指導 ○帰国・外国人児童生徒教育への対応 ○学級経営の内容と果たす役割 ○学校保健指導の進め方 ○安全指導の進め方 ○学級経営と学年経営 ○ガイダンスの機能と教育相談の充実	小・義務教育学校(前期課程)初任者	悉皆	500	9	①4/15 ②A5/20・B5/27 ③A6/17・B6/24 ④7/29 ⑤7/30 ⑥7/31 ⑦A9/30・B10/7 ⑧A10/28・B11/4 ⑨A2/10・B2/17	<総合教育センター> ①他校種等と合同 <蒲郡市民会館> ④7/29・⑤7/30・⑥7/31は宿泊研修。 <美浜少年自然の家> ※Aは、尾張地区の初任者、Bは、海部・知多・西三河地区の初任者 ※校外研修において、教育事務所及び市町村教育委員会が実施する研修は別に定める。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
002	義務・セ	1	基本	中学校初任者研修	新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、教員として必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに幅広い知見を得させることを図る。 ○公教育と使命 ○服務、義務 職場のマナー ○教職観 研修と自己成長 ○各種協議・演習（情報モラル教育他） ○児童生徒との関わり方 ○教材研究の方法と実際 ○教員と児童生徒の人間関係 ○特別な教育的ニーズと指導 ○帰国・外国人児童生徒教育への対応 ○学級経営の内容と果たす役割 ○安全指導の進め方 ○学校保健指導の進め方 ○ガイダンスの機能と教育相談の充実	中・義務教育学校(後期課程)初任者	悉皆	250	9	①4/15 ②5/13 ③7/1 ④8/18 ⑤8/19 ⑥8/20 ⑦10/21 ⑧11/11 ⑨2/3	<総合教育センター> ①他校種と合同 <蒲郡市民会館> ④8/18・⑤8/19・⑥8/20は宿泊研修。新採養護・栄養教諭研修と幼稚園等新規採用教員研修と合同 <美浜少年自然の家> ※校外研修において、教育事務所及び市町村教育委員会が実施する研修は別に定める。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
003	義務・セ・尾張	1	基本	中島・丹波地区小学校教員初任者研修	研修を通して、初任者に教員としての実践力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。	中島・丹波地区の小・中学校新規採用教員	悉皆	135	10	一宮市教育委員会、稲沢市教育委員会、丹波地区事務協及び市町村教育委員会がそれぞれ実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						

ID	主管 ・ 研修区分 ・ 研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集 予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種			該当指標			指導力							マネジメントカ														
									幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	指導力							マネジメントカ								
																					教諭・養護・栄養							養護		栄養		校長				
																					児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な 解と教育 支援	保健教育	健康相談	食に関する 指導	学級・学年 学校経営	危機管理	学校安全・ 連携・協働	養護・折衝	地域社会との 連携・折衝	経営室	保健管理	活動組織	給食管理
004	義務・ ・ セ・ 尾張	1 ・ 2	愛日地区小中学校 教員初任者研修	研修を通して、初任者に教員としての実践力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。	愛日地区の小・中学校 新規採用教員	220	5	①4/22 ②6/10 ③8/3 ④11/6 ⑤1/27	①<瀬戸蔵> ②<春日台特別支援学校> ③<小牧勤労センター> ④<春日井市立藤山台小学校> ⑤<小牧勤労センター>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																	
005	義務・ ・ セ・ 海部	1 ・ 2	海部地区小中学校 初任者研修	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見の習得を図る。	海部地区の小中学校初 任者	68	6	①4/22 ②6/3 ③8/4 ④8/25 ⑤10/14 ⑥2/10	①<津島児童科学館> ②<津島児童科学館> <練成館> ③<津島児童科学館> ④<津島市生涯学習センター> ⑤<佐織特別支援学校> ⑥<津島児童科学館>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																
006	義務・ ・ セ・ 海部	1 ・ 2	海部地区小中学校 初任者研修 (市町村教委)	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見の習得を図る。	海部地区の小中学校初 任者	68	5	①4/22 ②6月 ③10月	①<各市町村教育委員会> ②各市町村 ③各市町村 ④各市町村 ⑤各市町村	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																
007	義務・ ・ セ・ 知多	1 基本	知多地区小学校初 任者研修	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。	知多地区の小中学校初任 者	93	4	①8/3 ②8/6,7 ③8/27 ④2/10	<東海市芸術劇場> <愛厚ならわ学園> <阿久比町勤労福祉センター> ※センター初任者研内 知多教育事務所の研修	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																
008	義務・ ・ セ・ 知多	1 基本	知多地区小学校初 任者研修 (市町教委)	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得る。	知多地区の小中学校初任 者	93	4	①5/13 ②5/20 ③夏季 ④11/11	市町での研修 ※センター初任者研内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																
009	義務・ ・ セ・ 知多	1 基本	知多地区中学校初 任者研修	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得る。	知多地区の中中学校初任 者	32	4	①8/3 ②8/7 ③8/27 ④2/10	<東海市芸術劇場> <愛厚ならわ学園> <阿久比町勤労福祉センター> ※センター初任者研内 市町での研修	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																
010	義務・ ・ セ・ 知多	1 基本	知多地区中学校初 任者研修 (市町教委)	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得る。	知多地区の中中学校初任 者	32	4	①5/22 ②6/17 ③夏季 ④10/7	※市町教育委員会での研修 ※センター初任者研内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																

011	義務・セ・西三 1基本	1・2	西三河地区小中学校初任者研修	小中学校の新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	中核市(岡崎市・豊田市)を除く西三河管内の小中学校の初任者	悉皆	125	5	①5/20 ②8/5 ③9/30 11/4 ④9/9 9/18 9/23 10/7 10/14 10/21 10/28 11/11 ⑤1/13	①<西三河総合庁舎> ②<西三河総合庁舎> ③<小・中別;研究発表校参観> 9/30 安城市立梨の里小学校 11/4 幸田町立幸田南部中学校 ④<地域別分散> 刈谷特別支援学校 9/23 三好特別支援学校 10/7 みあい特別支援学校 10/14 安城特別支援学校 10/21 岡崎特別支援学校 11/11 愛知教育大学附属特別支援学校 ⑤<西三河総合庁舎>	●●		●		●		●	●	●	●		●	●	●	●					
012	義務・セ・西三 1基本	1・2	西三河地区小中学校初任者研修(市町教委)	小中学校の新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	中核市(岡崎市・豊田市)を除く西三河管内の小中学校の初任者	悉皆	各市町ごと	5	4月下旬から2月上旬(各市町ごと)	<主な研修内容> 地域と教育 模範授業参観 社会奉仕体験活動など 新任授業研究、研究協議 ※期日は各市町で設定するため実施日が異なります。	●●		●●	●		●●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
013	義務・東三 1基本	1・2	小中学校初任者研修	小中学校の新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	東三河地区の小中学校の初任者	悉皆	80	13	①4/15 ②5/13 ③6/3(分散) ④6/10又は24 ⑤7/22 ⑥7/29 ⑦⑧⑨8/5 ～8/7 ⑩10/21(東三) 10/28(支所) ⑪11/4 ⑫11/18 ⑬2/3(分散)	①<蒲郡市民会館> ②<東三河総合庁舎> ③<東三河総合庁舎> (支所:北設地内小・中学校) ④<豊橋市総合体育館> ※豊橋と合同開催 ⑤<東三河総合庁舎> ⑥<東三河総合庁舎> ⑦<新城市内各地> ⑧⑨<愛知県民の森> ⑩<豊川工業高等学校> (支所:新城高等学校 新城有教館高等学校) ⑪<豊川特別支援学校> ⑫<東三河総合庁舎> ⑬<東三河総合庁舎> (支所:新城設楽総合庁舎)	●●		●	●	●●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
014	義務・東三 1基本	1・2	小中学校初任者研修	小中学校の新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	東三河地区(新城設楽)の小中学校の初任者	悉皆	10	17	①4/15 ②4/22 ③5/13 ④5/27(分散) ⑤6/10 ⑥6/24 ⑦7/22 ⑧7/29 ⑨⑩⑪8/5～7 ⑫10/7 ⑬10/28(分散) ⑭11/4 ⑮11/18 ⑯1/27 ⑰2/3(分散)	①<蒲郡市民会館> ②<新城設楽総合庁舎> ③<東三河総合庁舎> ④<新城設楽総合庁舎> (東三:東三河総合庁舎) ⑤<新城市内小・中学校> ⑥<豊橋市総合体育館> ※豊橋と合同開催 ⑦<東三河総合庁舎> ⑧<東三河総合庁舎> ⑨⑩⑪<愛知県民の森> ⑫<新城市内小・中学校> ⑬<新城高等学校> (東三:豊川工業高等学校) ⑭<豊川特別支援学校> ⑮<東三河総合庁舎> ⑯<新城市内小・中学校> ⑰<新城設楽総合庁舎> (東三:東三河総合庁舎)	●●		●	●	●●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

033	義務・セ	1 基本	19 幼稚園10年経験者研修	教職経験10年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。 本研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行（平成29年4月1日）に伴う教育公務員特例法の第24条でいう「中堅教諭等資質向上研修」として実施する。	公私立幼稚園10年経験者	悉皆	30	3	①7/21 ②7/29 ③8/4	①②③＜総合教育センター＞ ※共通・選択・保育専門 研修 3日 ※園内研修7～10日 ※異職種・社会体験研修2日 ※eラーニング研修2日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
034	義務・セ	1 基本	20 小学校10年経験者研修	教職経験10年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。 本研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行（平成29年4月1日）に伴う教育公務員特例法の第24条でいう「中堅教諭等資質向上研修」として実施する。	教職経験10年経過の全教員	悉皆	450	5	8/4 12/24 教科 夏季休業中の3日間	※eラーニング研修あり 期間中に5教材を学習する。 第1回＜2講座＞ 令和2年6月2日(火)～令和2年7月3日(金) 第2回＜3講座＞ 令和2年8月24日(月)～令和3年1月12日(火)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
035	義務・セ	1 基本	21 中学校10年経験者研修	教職経験10年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。 本研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行（平成29年4月1日）に伴う教育公務員特例法の第24条でいう「中堅教諭等資質向上研修」として実施する。	教職経験10年経過の全教員	悉皆	350	5	8/5 12/25 教科 夏季休業中の3日間	※eラーニング研修あり 期間中に5教材を学習する。 第1回＜2講座＞ 令和2年6月2日(火)～令和2年7月3日(金) 第2回＜3講座＞ 令和2年8月24日(月)～令和3年1月12日(火)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
036	高等・セ	1 基本	22 高等学校10年経験者研修	教職経験10年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図ることを目的とする。この研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行（平成29年4月1日）に伴う教育公務員特例法の第24条でいう「中堅教諭等資質向上研修」として実施する。	高等学校に勤務する教諭のうち、教職経験が10年を経過し、以下の項目に該当する者。平成22年4月1日付け採用者、平成22年以前の採用者のうち、これまで「10年経験者研修」を受講していない者。	悉皆	270	5	①7/27 ②12/28 ③④⑤ 国語7/28、8/7、8/21 地理歴史・公民7/28、7/30、8/25 数学7/29、8/7、8/20 理科7/22、7/29、8/3 保健体育8/6、8/7、8/20 音楽8/6、8/17、8/18 美術7/30、8/7、8/20 英語7/28、7/31、8/19 家庭7/29、8/4、8/5 農業7/31、8/5、8/21 工業7/22、8/3、8/6 商業7/28、7/31、8/7 水産7/29、7/31、8/5 看護7/31、8/5、8/7 福祉7/31、8/5、8/21 情報7/28、8/3、8/25	①②全体集合研修 ＜総合教育センター一他＞ ③④⑤教科指導研修 ＜総合教育センター一他＞ ※受講時期の弾力化対象者については、受講1年目は①、受講2年目は②③④⑤ ※eラーニング研修あり ※国語科、地理歴史・公民科、数学科、理科及び英語科の受講生については、教科に関するeラーニング研修も受講	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
037	特支・セ	1 基本	23 特別支援学校10年経験者研修	教職経験10年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。この研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行（平成29年4月1日）に伴う教育公務員特例法の第24条でいう「中堅教諭等資質向上研修」として実施する。	特別支援学校に勤務する教諭のうち、教職経験が10年を経過し、以下の項目に該当する者。平成22年4月1日付け採用者、平成22年以前の採用者のうち、これまで「10年経験者研修」を受講していない者。	悉皆	115	5	①7/29 ②7/31 ③8/18 ④8/19 ⑤12/28	③⑤共通研修、選択研修＜総合教育センター＞ ①②④専門領域研修＜総合教育センター＞ ※受講時期の弾力化対象者については、1年目は③、受講2年目は①②④⑤。 ※eラーニング研修あり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

ID	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種			該当指標				指導力					マネジメントカ																			
												幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養	養護	栄養	校長																
																											理解	児童生徒	学習指導	生徒指導	多様な理解と教育支援	健康相談	食に関する指導	教諭	教諭	養護	栄養	養護	栄養	連携・折衝	危険管理	保健管理	給食管理
038	保体・セ	1基本	24	養護教諭10年経験者研修	教職経験10年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。この研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行（平成29年4月1日）に伴う教育公務員特例法の第24条でいう「中堅教諭等資質向上研修」として実施する。	小・中・義務教育・県立学校に勤務する養護教諭のうち、教職経験が10年を経過し、以下の項目に該当する者。平成22年4月1日付け採用者。平成22年以前の採用者のうち、これまで「10年経験者研修」を受講していない者。 県立学校に勤務する養護教諭においては、受講時期の弾力化に伴い、教職経験が9年経過した者の一部も対象。	悉皆	50	5	<専門研修> ①7/22 ②7/29 ③8/24 <全体集合研修> 小・義務教育学校 ①8/4 ②12/24 中・義務教育学校 ①8/5 ②12/25 高等学校 ①7/27 ②12/28 特別支援学校 ①8/18 ②12/28	専門研修 ①②<総合教育センター> ③<東海学園大学名古屋キャンパス> 全体集合研修 ①②<総合教育センター> ※受講時期の弾力化対象者は①のみ。 ※eラーニング研修あり ※異校種・社会体験研修【3日間】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●													
039	保体・セ	1基本	25	栄養教諭10年経験者研修	教職経験10年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。この研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行（平成29年4月1日）に伴う教育公務員特例法の第24条でいう「中堅教諭等資質向上研修」として実施する。	小・中・義務教育・特別支援学校に勤務する栄養教諭のうち、教職経験が10年を経過し、以下の項目に該当する者。平成22年4月1日付け採用者。平成22年以前の採用者のうち、これまで「10年経験者研修」を受講していない者。 特別支援学校に勤務する栄養教諭においては、受講時期の弾力化に伴い、教職経験が9年経過した者の一部も対象。	悉皆	10	5	<専門研修> ①8/17 ②8/25 ③9/8 <全体集合研修> 小学校 ①8/4 ②12/24 中学校 ①8/5 ②12/25 特別支援学校 ①8/18 ②12/28	専門研修 ①②③<総合教育センター> 全体集合研修 ①②<総合教育センター> ※受講時期の弾力化対象者は①のみ。 ※eラーニング研修あり ※異校種・社会体験研修【3日間】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●														
040	保体	1基本	26	養護教諭基礎力向上研修会	多様化、複雑化する児童生徒の健康課題に対して、養護教諭の専門性を活かした指導・対応が適切にできるよう、講義・演習を行い、基礎力の向上を図る。 ○内容①（R2） 保健教育、学校保健委員会、健康相談 ○内容②（H31） 救急処置、保健室経営、児童生徒保健委員会活動	小中義務教育学校・県立学校の教職2年目と3年目の養護教諭（豊田市・豊橋市の小中学校を除く）	悉皆	100	1	12/24	<西三河総合庁舎> ※内容は①と②を隔年で実施。令和2年度は①	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																
041	保体	1基本	27	新規採用（任用替）栄養教諭研修	講義・演習・協議等を通して栄養教諭としての使命感と実践的指導力を養うとともに幅広い知見を得させ、円滑に教育活動の展開する資質の向上を図る。 ○食育の推進と校内体制のあり方 ○食育の評価 ○食に関する指導のあり方と実際（授業づくり・給食の時間の指導） ○研究協議	小中学校・県立特別支援学校の学校栄養職員から新たに任用された栄養教諭（中核市含む）	悉皆	3	2.5	①7/21 ②8/3 ③2/5	<生涯学習推進センター> ①（終日）②（午前）③（午後） <ウイルあいち> ②（午後）は食育推進者養成講座を充てる ①～③は栄養教諭実践力向上研修と合同開催	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●															

077	丹葉事務協	2 51	丹葉地区保健主事研修会	今日的課題についての研修を行い、保健主事としての自覚を高め、資質・能力の向上を図る。 ○保健主事としてのマネジメント	尾張丹葉地区の小・中学校保健主事	悉皆	—	—	8/17	〈扶桑町中央公民館〉	● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
078	知多事務協	2 51	知多地区保健主事研修会	今日的課題についての研修を行い、保健主事としての自覚を高め、資質・能力の向上を図る。 ○保健主事としてのマネジメント	知多地区の小・中学校保健主事	悉皆	116	0.5	1/14	〈武豊中央公民館〉	● ●	● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
079	保体	2 52	県立学校等保健主事研修会	学校保健・安全に関する諸問題についての講義・演習を行い、保健主事としての自覚を高め、資質・能力の向上を図る。 ○保健主事の役割 ○学校保健課題 ○学校保健委員会	県立学校の保健主事	悉皆	230	0.5	6/10	〈総合教育センター〉		● ● ● ●	● ● ●	● ● ●	● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
080	保体	2 53	主任養護教諭連絡協議会	主任養護教諭として、若手育成や地区のリーダーとしての活動を推進するための資質・能力の向上を図る。 ○養護教諭の資質・向上 ○若手育成 ○地区における学校保健活動の推進	小中義務教育学校・県立学校の主任養護教諭	悉皆	105	0.5	7/1	〈三の丸庁舎〉 ※平成30年度から義務と県立、合同開催。 【小中】188人 【県立】17人	● ● ● ● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
081	義務	2 54	児童生徒支援担当教員研修会	児童生徒支援を目的に本年度加配された教員の力量を高め、各学校の支援体制の充実を図る。	加配配置された児童生徒支援担当教員等	悉皆	140	0.5	7/27	〈自治センターE会議室〉	● ● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
082	丹葉事務協	2 55	丹葉地区校務主任研修会	当面する学校教育の諸問題についての研究をおとして、校務主任としての視野を広め、指導力の向上を図る。	丹葉地区の小・中学校校務主任	悉皆	46	0.5	—	※隔年実施 (R3年8月予定) ※46人予定	● ● ●	●	● ● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
083	海部	2 56	教務主任・校務主任研修会	教務・校務主任としての視野を広め、指導力の向上を図る。	海部地区の小・中学校教務・校務主任	悉皆	70	0.5	2/24	〈津島児童科学館〉	● ● ●	●	● ● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
084	知多事務協	2 57	知多地区新任校務主任研修会	校務主任としての実践的指導力と使命感を養うとともに、職務に必要な知見を得る。	知多地区の小・中学校の新任校務主任	悉皆	40	0.5	7/27	〈東浦町文化センター〉	● ● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
085	知多事務協	2 55	知多地区校務主任研修会	校務主任としての実践的指導力と使命感を養うとともに、職務に必要な知見を深める。	知多地区の小・中学校の校務主任	悉皆	116	0.5	1/19	〈東浦町文化センター〉	● ● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
086	センター	2 58	小中学校新任教務主任研修会	学校教育が抱える今日的課題についての講義や研究協議、教育法規演習などを通して、教務主任としての資質・能力の向上を図る。	小・中・義務教育学校の新任教務主任全員 ※集合研修は東三河教育事務所管内の対象者を除く	悉皆	300 除東三(240)	2	①6/23 ②10/16	〈総合教育センター〉 ※eラーニング研修あり	● ● ●	●	● ● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
087	東三	2 58	小中学校新任教務主任研修会	学校教育が抱える今日的課題についての講義や研究協議、教育法規演習などを通して、教務主任としての資質・能力の向上を図る。	東三河教育事務所管内の小・中学校の新任教務主任全員	悉皆	28	3	①5/19 ②7/31 ③10/13	①③<豊橋市教育会館> ②<東三河総合庁舎> ※①③は、豊橋市と合同開催。	● ● ●	●	● ● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
088	丹葉事務協	2 59	丹葉地区教務主任研修会	当面する学校教育の諸問題についての研究をおとして、教務主任としての視野を広め、指導力の向上を図る。	尾張丹葉地区の小・中学校教務主任	悉皆	46	1	8/4	〈大口町中央公民館〉	● ● ●	●	● ● ●	● ● ●	● ● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
089	尾張	2 59	愛日地区教務主任研修会	地区研究校の実践発表や必要事項の伝達を通じて、教務主任としての指導力の向上を図る。	尾張愛日地区の小・中学校教務主任	悉皆	194	2	①4/24 ②2/19(予定)	①<日進市民会館> ②<豊明市文化会館>	● ● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
090	知多事務協	2 59	知多地区教務主任研修会	教務主任としての実践的指導力と使命感を養うとともに、今日的課題・次期学習指導要領等職務に必要な知見を深める。	知多地区の小・中学校教務主任	悉皆	118	0.5	7/30	〈美浜町総合体育館〉	● ● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

ID	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種													該当指標				指導力										マネジメント力																													
												幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養	養護	栄養	教諭		養護		栄養		教諭		養護		栄養		教諭		養護		栄養		校長																							
																											理解	児童生徒	学習指導	生徒指導	多様性への理解と教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学校経営	学級・学年	危機管理	学校安全	連携・協働	同僚との	地域社会との	経営	経営室	保健管理	活動	保健組織	給食管理																					
091	センター	2	60	県立学校新任教務主任研修	学校教育が抱える今日的課題についての講義や研究協議、教育法規演習などを通して、教務主任としての資質・能力の向上を図る。	県立学校の新任教務主任全員。(特別支援学校については、高等部に限らない)	悉皆	70	2	①6/10 ②10/13	<総合教育センター> *eラーニング研修あり																																																									
092	センター	2	61	産業教育学科主任研修	産業教育の抱える今日的な課題についての講義や協議を通して、産業教育学科主任としての資質・能力の向上を図る。	高等学校産業教育関係学科の学科主任	指定	100	1	7/8	<総合教育センター>																																																									
093	センター	2	62	特別支援学校部主事研修	学校運営に関する諸課題について広く研修し、部主事としての資質・能力の向上を図る。	特別支援学校の部主事全員	悉皆	95	1	1/5	<総合教育センター>																																																									
094	教職	2	63	管理職パワーアップ講座(部主事)	機動的な学校運営が行われるようにするため、リーダーシップを發揮し、適切に対処できる資質能力の一層の充実に図る。	特別支援学校の部主事全員	悉皆	96	0.5	6/3 午前又は午後	<場所未定> ※R1年度から福利課所管の「メンタルヘルス基礎講座」の部主事対象分を統合。																																																									
095	センター	2	64	園長等運営管理研修	幼稚園教育要領等に基づいた教育内容、当面する幼児教育の諸問題、園長等に対する園運営・管理の専門的な事項について研修し、管理職や指導者としての資質・能力の向上を図る。	国公立幼稚園の園長、公私立認定こども園の園長、公私立保育所の所長、市町村の保育行政担当者(名古屋市を含む)	指定	50	1	8/5	<総合教育センター>	●											○	○																																												
096	教職	2	65	小中学校新任主幹教諭研修	学校の組織運営体制の充実に向けた主幹教諭としての職務遂行に係る講義・研究協議等を通して、マネジメント・マインドを高めるとともに教諭等をリードするミドルリーダーとしての指導力の向上を図る。	東三河地区の小中学校の新任主幹教諭	悉皆	5	1	6/2	<東三河総合庁舎> ※第1回新任教頭研修と合せて開催。																																																									
097	センター	2	66	小中学校新任教頭研修	教頭としての視野を広め、経営能力及び指導力の向上を図る。 ○当面する教育の諸課題 ○学校における危機管理・不祥事防止 ○地域社会との協働について ○人権教育 ○学校安全 ○教育法規	小中・義務教育学校の新任教頭全員 ※集合研修は東三河教育事務所管内の対象者を除く	悉皆	200	1	10/30	<総合教育センター> ※eラーニング研修は東三河教育事務所管内の対象者も受講																																																									
098	東三	2	66	小中学校新任教頭研修	当面する学校教育の諸問題及び人権教育、教育法規について研修を行い、教頭としての視野を広め、管理能力及び指導力の向上を図る。	東三河地区の小中学校の新任教頭	悉皆	34	2	①6/2 ②7/28	①<東三河総合庁舎> ②<豊橋市教育会館> ※eラーニング研修は、豊橋市以外の新任教頭が対象。 ※第2回は、豊橋市と合同開催(44人)。また、新任校長研修と合わせて開催。																																																									
099	西三事務協	2	67	西三河地区小中学校教頭(校長)研修会	管理職としての資質と学校マネジメント力向上を図る。	西三河地区の小中学校教頭(校長) ※岡崎市、豊田市、みよし市を除く。	悉皆	200	1	5/29	<西三河総合庁舎> ※校長研修と教頭研修を隔年で行う。(H31は校長研修)																																																									

ID	主管 研修区分 研修番号 研修名 ねらい	受講対象者	募集 予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種		該当指標					指導力				マネジメントカ																						
							幼稚園等	小学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	職種		第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	校長																				
														教諭・養護・栄養	教諭					養護	栄養	教諭	教諭	養護	栄養															
																										児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な 解と教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学校経営	学級・学年	危機管理	学校安全・連携・協働	同僚との連携・折衝	地域社会との連携・折衝	保健活動	給食管理
114	教職・セ 2 79 知多地区公立学校の臨時教員等研修	知多地区の小・中学校の臨時教員等	悉皆	130	0.5	4/30	<東海市芸術劇場>	●●	●●	●			●					●	●																					
115	教職・セ 2 79 西三河地区の公立学校の臨時教員等研修	西三河地区の小・中学校の臨時教員等	悉皆	192	0.5	4/24	※午前…臨時的・任期付任用教員(〇〇人) ※午後…非常勤講師(〇〇人)	●●	●	●			●						●																					
116	教職・セ 2 79 東三河地区の公立学校の臨時教員等研修	東三河地区の小・中学校の臨時教員等	悉皆	123	1	5/12	<東三河総合庁舎> ※支所、指導室は別日開催。	●●	●	●			●						●	●																				
117	保体 2 80 臨時的任用・任期付任用栄養教諭・学校栄養職員研修	児童生徒の心身の健全な発達に資する学校給食において、栄養管理、衛生管理や食物アレルギー対応等の充実が求められており、栄養教諭・学校栄養職員は重要な責務を担っている。 そこで、経験の少ない臨時的任用・任期付任用栄養教諭・学校栄養職員を対象に、講義・演習を通して学校給食の管理と指導の基礎的な知識の習得と実践力の向上を図る。 ○学校給食衛生管理基準（法規） ○学校給食衛生管理の実際 ○学校給食における食物アレルギー対応の考え方と実際 ○給食の時間の指導について	小中・県立学校の経験年数3年未満の臨時的任用・任期付任用栄養教諭・学校栄養職員(中核市含む・市採用職員除く) 【1年未満は悉皆】 【1年以上3年未満は希望者】	悉皆・自由	40	2	①4/28 ②5/29	愛知県学校給食会 ※1年未満22人希望者20人(令和元年度実績)	●●●●	●																	●													
118	保体 2 81 臨時的任用等養護教諭研修会	講義、演習を通して、経験の少ない養護教諭の資質向上を図る。 ○救急処置 ○食物アレルギー対応 ○疾病予防（感染症対応）	小中義務教育学校の臨時的任用養護教諭等(豊橋市を除く) 【1年未満は悉皆】 【1年以上3年未満は希望者】	悉皆・自由	60	1	8/25	<三の丸庁舎>	●●	●	●																●													
119	保体 2 82 臨時的任用等養護教諭研修会	講義、演習を通して、経験の少ない養護教諭の資質向上を図る。 ○救急処置 ○食物アレルギー対応 ○疾病予防（感染症対応）	県立学校の臨時的任用養護教諭等 【1年未満は悉皆】 【1年以上は希望者】	悉皆・自由	40	1	7/30(予定)	<東大手庁舎>(予定)		●●	●	●															●													
120	福利 3 83 ストレスマネジメント研修	メンタル不調に陥る代表的なストレス要因である職場や保護者との人間関係を改善するコミュニケーション方法を学び、自らのストレスマネジメントに役立てる。	一般教職員希望者(各校1名まで)	自由	200	0.5	11/6	<総合教育センター(午後)>		●●●●	●							●	●	●	●																			
121	特支 3 84 特別支援教育に係る管理職リーダーシップ向上研修	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する適切な指導・支援及び特別支援教育を推進するための校内体制についての研修を実施することにより、管理職としての特別支援教育のリーダーシップ向上を図る。	幼稚園、小・中学校及び高等学校の管理職(私立学校を含む)	指定	400	1	11/10	<ウィルあいち>	●●●●			○							○	○	○	○																		

ID	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種				該当指標			指導力					マネジメント力													
												幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	指導力					マネジメント力								
																								教諭・養護・栄養	養護	栄養	教諭	教諭・養護・栄養	養護	栄養	校長	校長					
																																児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な解と教育支援	保健教育	健康相談
												教諭・養護・栄養	養護	栄養	教諭	教諭・養護・栄養	養護	栄養	校長	教諭	教諭・養護・栄養	養護	栄養	校長	教諭	教諭・養護・栄養	養護	栄養									
150	センター	3	110	教科情報における文部科学省教材活用講座	新学習指導要領における共通必修科目「情報I」の「コミュニケーションと情報デザイン」「コンピュータとプログラミング」「情報通信ネットワークとデータ活用」の単元における授業実践や教材開発について、知識や技能を身につける。	高等学校情報科教員	指定	40	1	10/2	<愛知教育大学>																										
151	義務・東三	3	111	東三河地区の英語教育推進リーダーによる指導力向上研修	文部科学省が実施する英語教育推進リーダー中央研修に参加した教員が講師となり、中学校英語担当教員を対象とした研修を計画し、教員の英語力・指導力の向上を図る。	東三河地区の中学校の英語担当教員	指定	50	3	①8/3 ②8/4 ③8/25	<東三河総合庁舎>																										
152	センター	3	112	情報モラル指導者養成講座	学校及び地域の情報モラル指導の中核となるため、児童生徒のインターネット利用の現状と課題を把握する。また、有効な教材を知るとともに、効果的な指導法についての知識・技術を習得し、情報モラル指導者としての指導力の向上を図る。 <受講後> *受講者は、校内研修の講師として、情報モラルに関するワークショップ形式の研修を実施する	【小・中・義】 ◆今後、学校及び地域の情報モラル指導の中核となる教員 ◆平成28,29,30,令和元年度「情報モラル指導者養成講座」受講者を除く	指定	60	1	(小・義務教育学校) 1班6/12 尾張・新城設楽 2班6/16 海部・知多 ・西三河・東三河 (中・義務教育学校) 1班6/12 海部・知多 ・西三河・東三河 2班6/16 尾張・新城設楽	<総合教育センター>																										
153	尾張	3	113	尾張地区人権教育指導者研修会	人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上と、指導力の強化を図る。	小・中学校人権教育担当者等	指定	150 ~ 180	3	①7月 ②10月 ③11月	①<大山市南部公民館> ②<瀬戸市瀬戸蔵> ③<一宮木曾川文化会館>																										
154	海部	3	113	海部地区人権教育指導者研修会	人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上と、指導力の強化を図る。	(1)市町村教育委員会関係者 (2)社会教育関係者 (3)PTA関係者 (4)小中学校関係者(指導的立場にある者) (5)市町村職員 他	指定	160	0.5	9/23 9/24	<飛島村公民館> <津島市生涯学習センター>																										
155	生涯学習	3	113	知多地区人権教育指導者研修会	人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上と指導力の強化を図る。	小中学校教諭 PTA・社会教育関係者等	指定	80	0.5	8/27	<武豊中央公民館>																										
156	西三	3	113	西三河地区人権教育指導者研修会	全ての人々の人権が尊重される社会の実現をめざし、人権に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、その指導に当たる者の研修を行い、資質の向上と指導力の強化を図る。	小学校、中学校の教員 (各市町の教育委員会指導主事等、人権擁護委員各1名)	指定	326	0.5	7/29	※午前:216人、午後:110人																										

157	生涯学習 3 課題	113	東三河地区人権教育指導者研修会	人権意識・人権感覚を高め、地域の人権教育・啓発活動のさらなる推進を図る。 ○人権にかかわる講演 ○人権啓発DVD視聴	小中学校人権教育担当	指定	100	1	8/5	<東三河総合庁舎>		●	●		●	●	●	●	●																							
158	センター 4 専門	114	国語科講座A	講義や演習等を通して、国語科の教科指導力の向上を図り、学習指導要領を踏まえた授業の在り方及び指導方法の改善について理解を深める。	【指定】 小・中学校5年経験者研修対象者(国語選択者)	指定	190	1	8/25	<総合教育センター>		●	●		●					●																						
159	センター 4 専門	114	国語科講座B	講義や演習等を通して、国語科の教科指導力の向上を図り、学習指導要領を踏まえた授業の在り方及び指導方法の改善について理解を深める。	【指定】 高等学校5年経験者研修(国語科)対象者	指定	45	1	8/18	<愛知淑徳大学>					●	●				●																						
160	センター 4 専門	115	社会科講座A	学習指導要領を踏まえた授業の在り方及び指導方法の改善についての理解を協働的な活動を通して深め、教科指導力の向上を図る。	【指定】 小・中学校5年経験者研修対象者(社会科選択者)	指定	120	1	8/19	<総合教育センター>		●	●		●					●																						
161	センター 4 専門	115	社会科講座B	地理歴史・公民科における学習指導要領を踏まえた授業の在り方及び指導方法の改善についての理解を深め、指導力の向上を図る。	【指定】 高等学校5年経験者研修(地理歴史科・公民科)対象者	指定	40	1	8/21	<総合教育センター>					●	●				●																						
162	センター 4 専門	116	算数・数学講座 (小学校コース)	学習指導要領を踏まえた算数の授業の在り方や数学的活動を通じた授業づくりに対する理解を深め、教科指導力の向上を図る。	【指定】 小学校5年経験者研修(算数科選択)対象者(自由応募なし)	指定	120	1	7/22もしくは 7/27	<総合教育センター> ・7/22…尾張・海部教育事務所管内の対象者 ・7/27…知多・西三河・東三河教育事務所管内の対象者		●			●			●	●																							
163	センター 4 専門	116	算数・数学講座 (中学校コース)	学習指導要領を踏まえた数学の授業の在り方や数学的活動を通じた授業づくりに対する理解を深め、教科指導力の向上を図る。	【指定】 中学校5年経験者研修(数学科)対象者(自由応募なし)	指定	45	1	8/26	<総合教育センター>		●			●			●	●																							
164	センター 4 専門	116	算数・数学講座 (高等学校コース)	高等学校数学科における指導上の問題点とその対応方法について理解を深めるとともに、効果的なICTの活用について研修し、指導力の向上を図る。	【指定】 高等学校5年経験者研修(数学科)対象者(自由応募なし)	指定	45	1	8/3	<総合教育センター>					●	●			●	●																						
165	センター 4 専門	117	理科講座A	理科好きな子どもを育てる授業を創造するための観察・実験の方法と指導についての協議及び実習を通して、教科指導力の向上を図る。	【指定】 小学校5年経験者研修対象者(理科選択者)	指定	35	1	8/25	<愛知工業大学>		●			●				●	●																						
166	センター 4 専門	117	理科講座B	理科好きな子どもを育てる授業を創造するための教材開発の方法と指導についての協議及び実習を通して、教科指導力の向上を図る。	【指定】 中学校5年経験者研修対象者(理科選択者)	指定	40	1	8/26	<愛知工業大学>		●			●				●	●																						
167	センター 4 専門	117	理科講座C	高等学校理科における効果的な観察・実験の指導に関する実習、実践発表、協議等を通して、教科指導力の向上を図る。	【指定】 高等学校5年経験者研修対象者(理科選択者) 【自由応募】 高等学校の理科教員	指定・自由	35	1	8/19	eラーニング研修あり					●	●			●	●																						
168	センター 4 専門	118	生活科講座	主体的・対話的で深い学びの実現に向け、気付きの質を高める授業を創造するための指導法と評価の在り方について、講義・演習等を通して具体的に学ぶことにより、指導力の向上を図る。	【指定】 小学校5年経験者研修対象者(生活科選択者) 【自由応募】 小学校、特別支援学校の教員	指定・自由	20	1	8/25			●			●	●			●	●																						
169	センター 4 専門	119	保健体育科講座 A小中学校コース	小学校体育科及び中学校保健体育科の指導方法の理解を深めるとともに、授業改善の具体的な事例についての実技や協議を通して、教科指導力の向上を図る。	小学校5年経験者研修対象者(体育選択者)及び中学校5年経験者研修(保健体育科)対象者	指定	100	1	8/3			●	●		●				●	●																						

ID	主管	研修区分	研修番号	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 〈会場〉	校種				該当指標					指導力					マネジメント力																				
												幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養					校長																	
																								児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な児童生徒への理解と教育支援	保健教育	健康相談	栄養指導	食に関する指導	教諭			養護		栄養	学級・学年管理	危機管理	学校安全・連携・協働	同僚との連携・折衝	地域社会との連携・折衝	経営室	保健管理	保健活動	給食管理
																																教諭	養護	栄養	教諭	養護										
227	保体	4 専門	161	武道・ダンス等体育担当教員講習会	中学校で必修となった武道及びダンスを円滑に実施できるよう、指導方法や指導上の留意点を中心とした講習会を開催し、体育担当教員の武道及びダンスの指導力向上を図る。	小中学校体育担当教員	指定	137	5	6/3 6/24 10/21 10/28	相模くあま市立美和中学校 柔道・剣道(愛知県武道館) 体づくり運動(未定) ダンス(蒲郡市民体育センター)	●	●	●																																
228	丹葉事務協	4 専門	162	丹葉地区体育実技指導者講習会	体育実技研修の機会を設け、小・中学校における体育指導の充実を図る。	小学校教員及び中学校体育科教員	指定	120	0.5	8/25	<岩倉市総合体育文化センター>	●	●	●																																
229	丹葉事務協	4 専門	163	丹葉地区学校体育担当者研修会	小・中学校における体育担当教員の資質向上及び体育指導の充実を図る。	小学校体育担当教員及び中学校保健体育科教員	指定	46	0.5	1/24	<扶桑町総合体育館>	●	●	●																																
230	知多事務協	4 専門	164	知多地区体力づくり研修会	体力づくりの実践意義および指導方法について知り、実践者の能力向上を図る。	知多地区の小中学校教諭	指定	60	0.5	10/1	<メディアス体育館おおぶ>	●	●	●																																
231	設楽教育指導室	4 専門	165	北設楽郡小・中学校体育主任研修会及び小学校体育実技講習会	年間を通しての学校体育事業の確認を行い、郡内の体育活動が円滑に運営できるようにする。 講師を招聘し、講習を行うことで指導者としての技能向上を図り、各校での研修に生かす。	小・中学校体育主任	悉皆	11	1	5/12	<設楽町立田口小学校>	●	●	●																																
232	保体	4 専門	166	運動部活動指導者研修会	中学校及び高等学校において運動部活動を指導に当たる教員のなかで、保健体育担当者以外の少経験者を対象に研修会を開催し、指導者の資質向上を図る。 ○1日目実技研修、2日目講義	中学校及び県立学校等の運動部活動の指導者で、原則として保健体育担当者以外の少経験者	指定	150	1	6/9	<三好公園運動施設>	●	●	●																																
233	高等	4 専門	167	県立高等学校教育課程課題研究(人権、総則、保健体育)	各年度における教科指導上の課題研究と、その成果の還元による県全体の学習指導の充実を図る。 ○学習指導	県立高等学校の教員で学校長から推薦のある者	指定	51	2～2.5	①～⑤ 6月-1月	<総合教育センター> 実施期日は、研究班ごとに異なる。 0.5×4～5日			●																																
234	知多事務協	4 専門	168	知多地区夏期安全水泳指導者講習会	学校教育課程内で行われる水泳指導において安全な指導を行うための基本的な指導技術を習得する。	小中学校教諭希望者及び小初心者	悉皆・自由	130	1	5/20	<常滑市プール> ※小初心者必修	●	●	●																																
235	保体	4 専門	169	養護教諭研究協議会	養護教諭が研究した成果を踏まえ、健康に関する諸問題についての研究協議を行い、資質・能力の向上を図る。 ○伝達講習 ○課題別分科会協議	小中義務教育学校・県立学校の養護教諭 【小中】1100名 【県立】340名	悉皆	1440	0.5	【小中】 ①1/15 ②1/19 ③1/22 ④1/27 【県立】 ⑤1/26	<総合教育センター> ①中島・丹葉・知多 ②愛日・海部 ④西三河 ⑤県立 <ライブポートとよはし> ③1/22 東三河	●	●	●	●																															

参考資料① 平成31年度の教員研修の見直し状況

■県立学校10年経験者研修における受講時期の弾力化の一部導入

教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）の施行に伴い、学校運営において中核的な役割を果たす中堅教諭等の資質の向上を図るべく、10年経験者研修（中堅教諭等資質向上研修）における受講時期の弾力化を段階的に実施していくことを予定している。

平成31年度については、県立学校（教諭、養護教諭）を対象とした研修で、これまでのように教職経験10年が経過した者に加え、受講時期を弾力化し、各校1名まで、1年前倒して研修の一部の受講を可能にする。

【受講対象者】

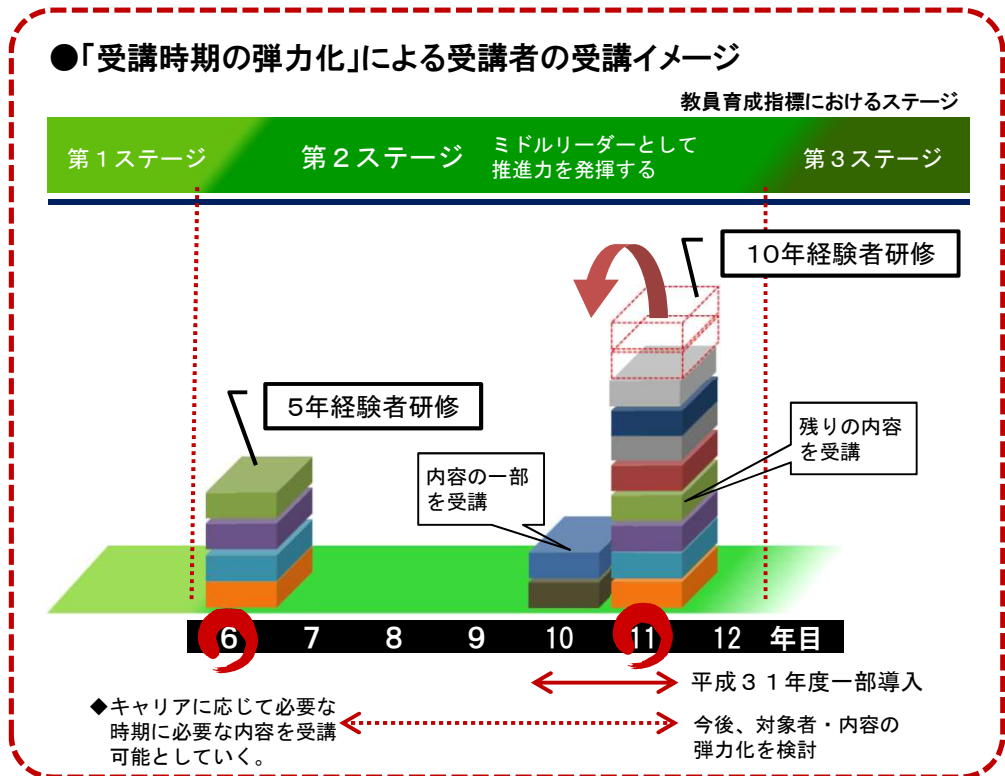
教職経験9年が経過した者の中で、総合的に判断し、対象者の意志も勘案した上で、適当と考える者。

【研修内容：マネジメント力向上を目的とする】

- 校外研修1日 □eラーニングの1コマ
- 校内研修15～20時間のうち4時間相当分をOJT

●OJTとは……

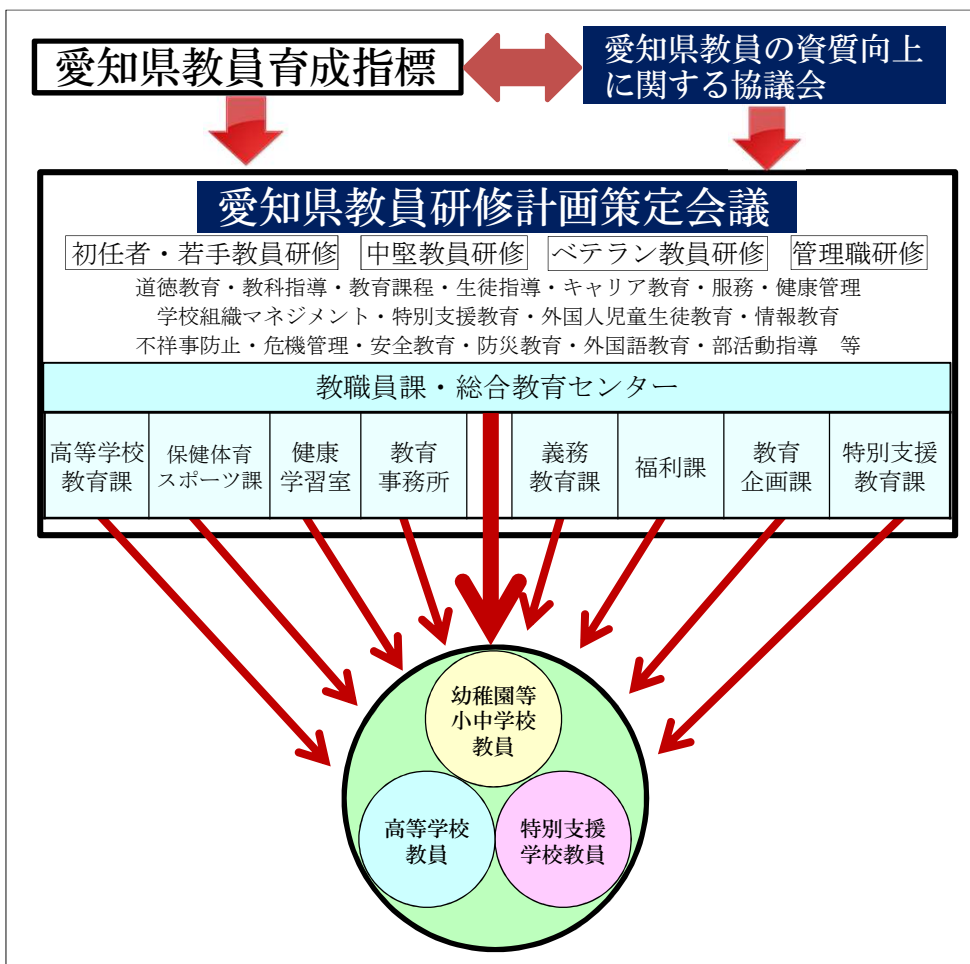
OJTとは、職場において研修の時間を新たに設定して取り組むというのではなく、研修の目的意識を持ちながら、自ら調べたり、同僚と相談したり、管理職から具体的な指導助言を受けたりしながら、日常の業務を遂行する中で、校内の教育活動の活性化を図るとともに、振り返りを通して自らの学びを自覚し、資質・能力を高めていく研修である。OJTは一般的に現職研修と呼ばれるそのものではなく、その手法としてとらえている。



学校行事の計画・実施を例にとれば、学年主任はリーダーとして、趣旨やねらいを明確にし、いつまでに、誰に、どんな仕事を担当してもらうか等の計画を立てて、学年職員に示し、遂行してもらうことにより「マネジメント力」を高める。学年職員は、その責任を果たすために、それぞれが分担された仕事を自ら創意工夫したり、同僚と相談したりしながら遂行する過程で、「課題解決力」や「コミュニケーション能力」を高める。さらに、仕事を進める中で、学年主任や経験豊かな職員がメンターとして、若手職員がメンティとして、それぞれが効果的な仕事の進め方について必要な資質・能力を学び身に付けていくことになる。

参考資料② 平成30年度の教員研修の見直し状況

■教員研修策定会議・教員の資質向上に関する協議会の設置

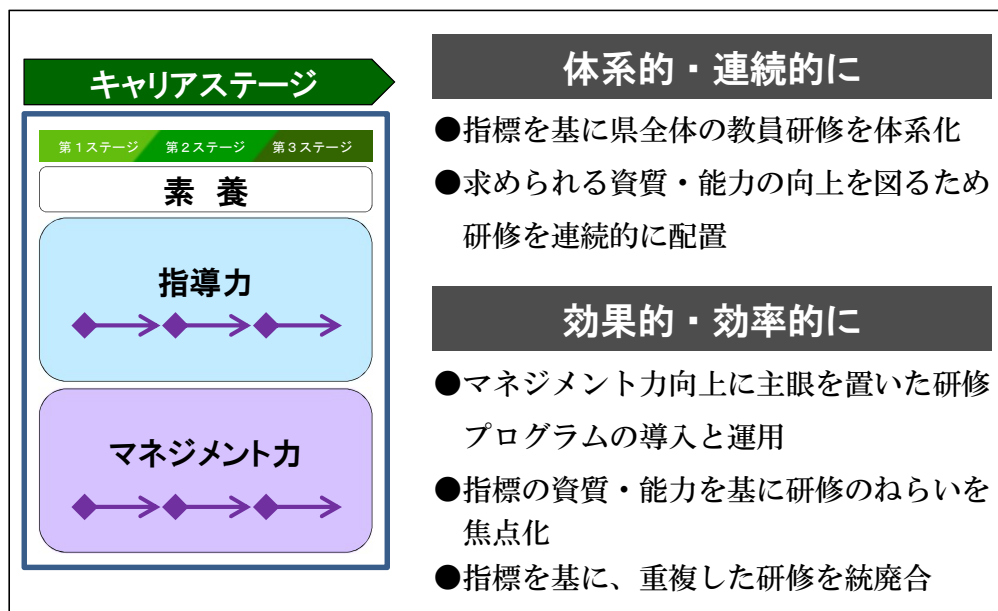


県総合教育センター・県教育委員会各課室・教育事務所等で構成する「愛知県教員研修計画策定会議」において、愛知県教員育成指標を踏まえ、本県の教員研修の全体計画を策定。この全体計画に基づいて、県総合教育センター・県教育委員会各課室等が研修を実施。

また、「愛知県教員の資質向上に関する協議会」において、教員研修を始めとした教員の資質向上に関して幅広く協議。

■指標を踏まえた研修計画策定の視点

指標の策定を通して、研修実施上の課題が明らかになった。研修全体として「指導力」の向上に重点が置かれており、「マネジメント力」は管理職のみで実施されていた。それぞれのキャリアステージに応じた資質・能力を育成する必要がある。



●指標を踏まえたプログラムの改編とねらいの明確化

【初任者研修】高等学校：生徒指導の実践（学級経営の視点を導入）、小中学校：宿泊研修（校外学習の安全管理体制の整備を導入）

【10年経験者研修】マネジメント基礎講座、ファシリテーター養成講座のマネジメント力向上プログラムを導入

○育成指標を踏まえ、基本研修のすべての研修講師に育成したい資質・能力を育成指標で示し、研修のねらいを明確にした。

参考資料③ 愛知県教員研修改革の方針（平成30年3月策定）

1 国の動向及び教員の資質向上に関する指標策定までの流れ

【背景】

- 新たな知識や技術の活用など社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境の変化（大量採用・大量退職、学校教育課題の多様化・複雑化）

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」中央教育審議会（平成27年12月21日）

■ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- 国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示
- 教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- 教員育成協議会の設置

■ 養成・採用・研修を通じた方策

～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～

- 継続的な研修の推進
 - ・ 校内研修推進のための支援等の充実
 - ・ メンター方式の研修（チーム研修）の推進
 - ・ OJTによる学校の活性化
- 初任研改革
 - ・ 校内研修の重視・校外研修の精選
- 10年研改革
 - ・ 実施時期の弾力化
 - ・ ミドルリーダー育成
- 管理職研修改革
 - ・ マネジメント力の強化
 - ・ 養成・研修システムの構築

教育公務員特例法の一部改正（平成29年4月1日）

- 指標の策定に関する指針を提示【新設】
- 指標、教員研修計画の策定【新設】
- 協議会の設置【新設】
- 10年経験者研修の見直し（中堅教諭等資質向上研修）

<p>【旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在職期間が10年に達した後相当の期間内 ・ 教諭等としての資質の向上 	<p>⇒</p>	<p>【新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相当の経験 ・ 中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上
--	----------	---

『教員育成指標』＜文部科学大臣指針より要約＞

- ・ 教員等が担う役割が高度に専門的であることを改めて示す
- ・ 研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安
- ・ 教員等一人一人のキャリアパスは多様であること
- ・ 自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるもの
- ・ 効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起することを可能とする体系的なもの

愛知県教員の資質向上に関する指標策定等協議会

- 第1回協議会（平成29年 5月26日）
- 第2回協議会（平成29年 7月 5日）
- 第3回協議会（平成29年 9月20日）

愛知県教員育成指標 公表
（平成29年11月10日）

2 指標を踏まえた研修体系・研修計画の再構築

(1) 課題と再構築の方針

【課題】

- 教員育成指標の策定に伴い、教員育成指標で求められる資質・能力の向上を図るための研修となるように見直しを図る。
- 県総合教育センターが行っている研修とは別に県教育委員会各課室等がそれぞれ必要な研修を行っており、それら全てを整理する。
- 現場のニーズに合った研修とするとともに、教員の多忙化解消に資する効果的・効率的な研修体系を整える。

【再構築の方針】

①「愛知県教員の資質向上に関する指標（愛知県教員育成指標）」を踏まえた研修計画の見直し

- 県全体の研修について、指標を基に研修体系を再構築する。
- 「愛知県教員研修計画策定会議（仮称）」を設置する。
＜主な検討事項＞
 - ・県総合教育センターと県教育委員会各課室等が実施している研修を研修体系に位置付け、役割分担を調整しながら、総量を減らす方向で、見直しを図る。
 - ・ねらいや内容が重複または類似している研修については、統合・廃止を進める。
 - ・指標や現状を踏まえ、必要に応じて新たな内容の研修を効率的に実施する。

②法律の改正に基づく中堅教諭等資質向上研修の新たな体系づくり

- 現場のニーズに応じて研修の実施時期の弾力化を図る。
- ミドルリーダー育成のため、マネジメント力の向上を図るプログラムへと研修内容の見直しを図る。

③研修を円滑に実施するための支援

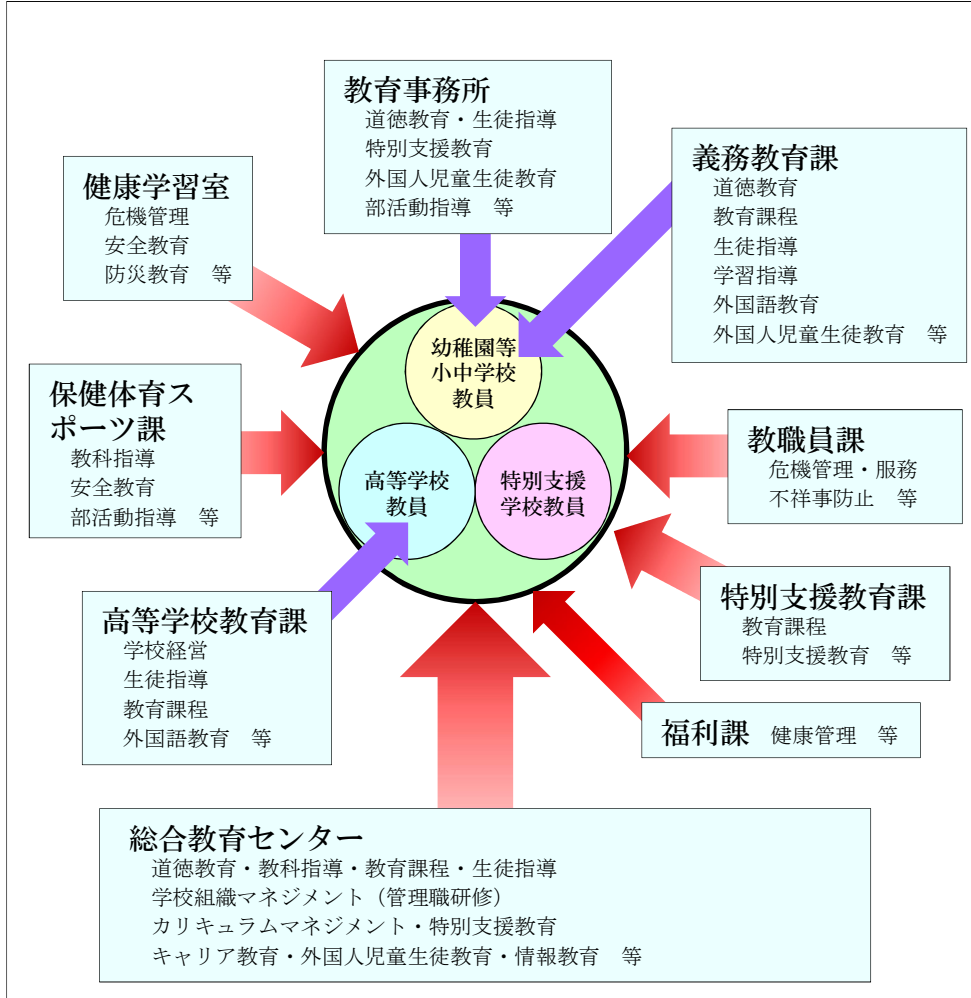
- 各教員に必要な研修や受講履歴を一元的に管理する「研修受講管理システム」の導入を進める。
- 管理職や教員個人が受講履歴を確認し、キャリアステージに応じた研修を主体的に受講できるようにする。

④実施形態の工夫とOJTの積極的活用

- 集合研修については、ねらいや内容に応じて、伝達講習形式への変更や地区別での開催を検討する。
- 「教員は学校で育つ」という考えの下、集合研修の内容を精査し、OJTの効果的運用と充実を図る。

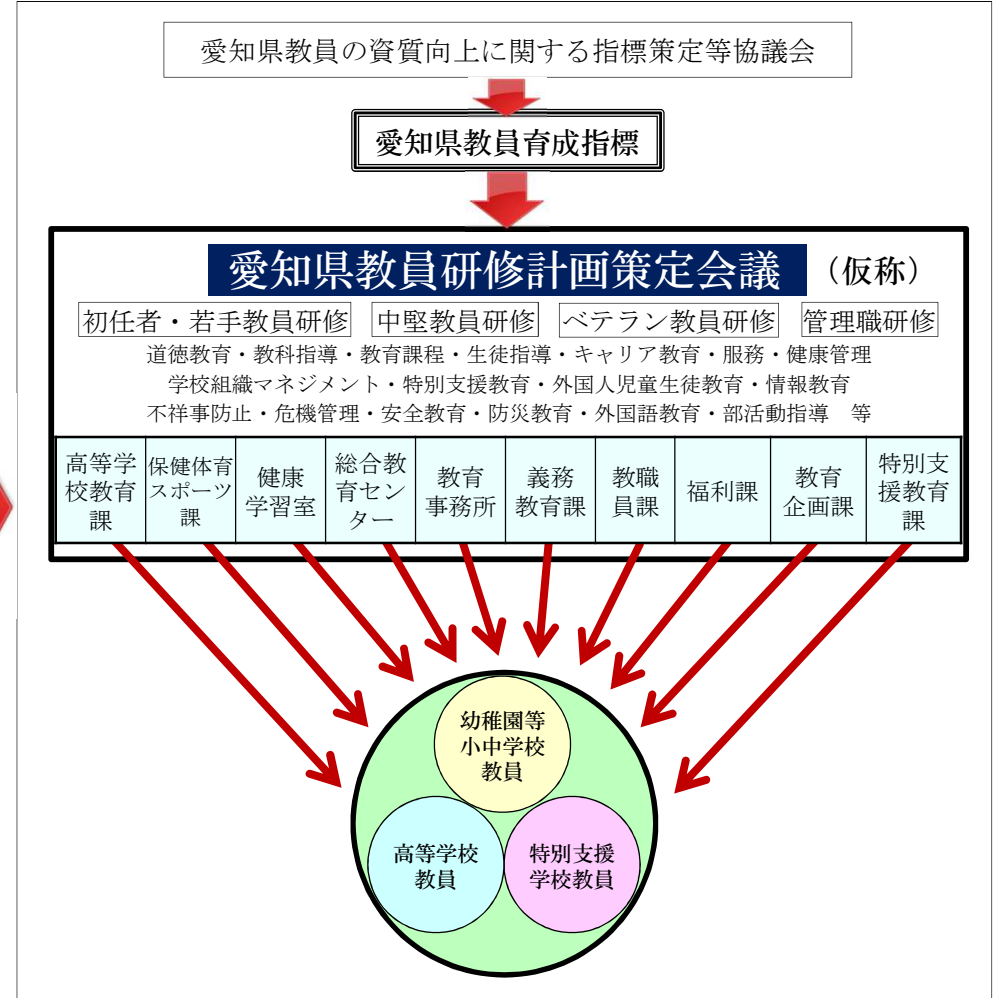
(2) 指標を踏まえた研修体制の改革

■現行の研修体制



県総合教育センター・県教育委員会各課室等が個別に研修を企画・実施。ただし、法定研修の「初任者研修」と「10年経験者研修」は、高等学校教育課・義務教育課・特別支援教育課等の関係各課と県総合教育センターが協議して内容を定めている。

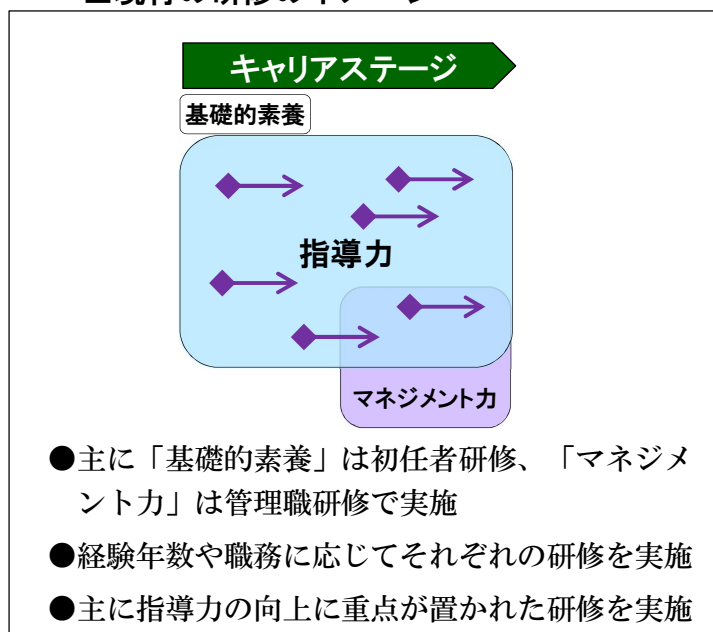
■新たな研修体制



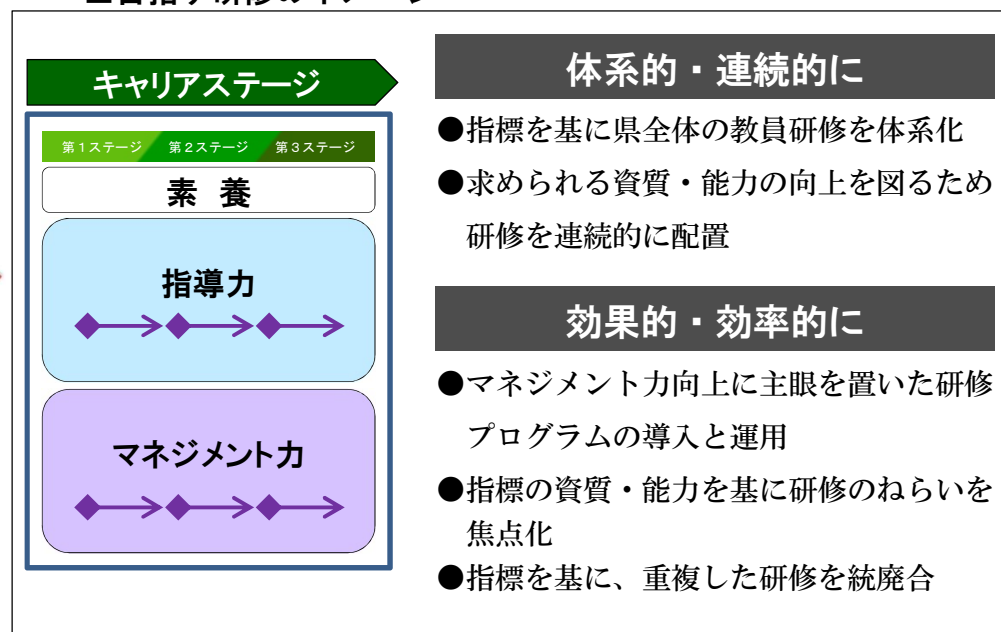
県総合教育センター・県教育委員会各課室・教育事務所等で構成する「愛知県教員研修計画策定会議（仮称）」において、愛知県教員育成指標を踏まえ、本県の教員研修の全体計画を策定。この全体計画に基づいて、県総合教育センター・県教育委員会各課室等が研修を実施。

(3) 指標を踏まえた研修計画策定の視点

■ 現行の研修のイメージ



■ 目指す研修のイメージ



3 今後のスケジュール

